

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 8 | 京都市 生活保護事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

京都市長

公表日

令和8年6月12日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

| システム4 | | | | | | | | | |
|----------------------|--|--------------------|--------------|----------------------|------------------|-------------|------------|---------------------|---|
| ①システムの名称 | 医療保険者等向け中間サーバー等 | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>支払基金側のシステムであるが、委託元として評価を実施する。 医療保険者等向け中間サーバー等は、運用支援環境、医療保険者等向け中間サーバー、運用支援環境(情報提供サーバー)にて構成されている。</p> <p>1. 資格履歴管理事務に関する機能 ・自治体・福祉事務所から登録された、被保護者の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する。 ・オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>2. 本人確認事務に関する機能 個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から基本4情報等の本人確認情報を取得し、登録する資格情報の正確性を担保する。</p> <p>3. 機関別符号の取得事務等に関する機能 情報提供等記録開示システム(以下「マイナポータル」という。)の自己情報開示の求めに対して、オンライン</p> | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[○] その他 (生活保護システム</td> <td>)</td> </tr> </table> | [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [] 既存住民基本台帳システム | [] 宛名システム等 | [] 税務システム | [○] その他 (生活保護システム |) |
| [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | | | | | | | | |
| [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [] 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| [] 宛名システム等 | [] 税務システム | | | | | | | | |
| [○] その他 (生活保護システム |) | | | | | | | | |
| システム6～10 | | | | | | | | | |
| システム11～15 | | | | | | | | | |
| システム16～20 | | | | | | | | | |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 生活保護受給関連情報ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表1 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 1 情報提供の根拠 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、第169項、第170項、第171項、第172項 2 情報照会の根拠 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 第42項、第43項、第161項、第162項 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉局福祉のまちづくり推進室 |
| ②所属長の役職名 | 企画・地域福祉課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| - | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| 生活保護受給関連情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | ・生活保護受給者、申請/相談者 ・返還金・徴収金の債務がある元受給者 |
| その必要性 | 生活保護業務執行のため。また、決定済みの未収債権の管理のため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| | その妥当性 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成28年1月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 京都市 保健福祉局 福祉のまちづくり推進室 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|--|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課、保健福祉局介護ケア推進課、教育委員会、保健福祉局障害保健福祉推進室、都市計画局住宅管理課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (医療保険者、日本年金機構、デジタル庁 等) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村 等) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (医療機関、介護事業者、金融機関、勤務先企業 等) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体システム機構) | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、本市共通システム基盤の情報提供によるもの) | |
| ③使用目的 ※ | 生活保護業務の適正な執行と申請者、受給者の簡便性の担保のため。 | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 保健福祉局福祉のまちづくり推進室、各区役所・支所健康福祉部生活福祉課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | 1. 保護開始、変更、廃止決定に係る事務に使用 2. 医療扶助に係る事務に使用 3. 介護扶助に係る事務に使用 4. 経理・債権管理に係る事務に使用 | |
| | 情報の突合 | 1. 居住情報、収入情報、課税状況、手当年金給付状況、障害認定情報、勤務先、在学先等の個人情報を申告情報と突合し、生活保護の開始、廃止、変更、必要な扶助額計算、指導指示等に係る事務に利用する。 2. 医療機関所見情報、医療保険その他公的医療制度資格情報を申告情報と突合し、生活保護医療扶助の適切な公費負担額の算定等に利用する。 3. 介護保険資格情報、介護認定状況、介護サービスに係る情報等を入手登録し、申告情報と突合し、生活保護介護扶助の適切な支給や、介護保険料代理納付に係る事務に利用する。 4. 口座情報、収入情報、債務状況、金融資産情報を申告情報と突合し、適切な扶助費支給に係る事務、また不正受給の発見と返還徴収に係る事務に利用する。また、扶助費支給のため、被保護者情報と公金受取口座情報を突合する。(※公金受取口座利用希望者のみ) |
| ⑥使用開始日 | 平成28年1月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|--|--|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件 | |
| 委託事項1 | | |
| システムのソフト保守・開発委託 | | |
| ①委託内容 | | |
| システムのソフト保守・開発 | | |
| ②委託先における取扱者数 | [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | | |
| 日本電気株式会社 | | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項2 | | |
| 医療扶助のオンライン資格確認に係る業務 | | |
| ①委託内容 | | |
| ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 | | |
| ②委託先における取扱者数 | [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | | |
| 社会保険診療報酬支払基金 | | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | 委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 |
| | ⑥再委託事項 | 医療保険者等向け中間サーバー等の保守・運用業務等 |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (36) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (30) 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める情報照会者(別紙1参照) |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条 |
| ②提供先における用途 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める各事務(別紙1参照) |
| ③提供する情報 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に定める特定個人情報(別紙1参照) |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 |
| 移転先1 | 行財政局 税務部 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 賦課決定等を受ける者のうち、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者 |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先2～5 | |
|--------------------|---|
| 移転先2 | 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 介護保険法による保険給付の支給, 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 介護保険法による介護保険加入者の内, 本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者 |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="radio"/> 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先3 | 保健福祉局 福祉のまちづくり推進室 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 国民健康保険に加入している又は申請する者の内, 本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者 |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="radio"/> 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先4 | 保健福祉局 福祉のまちづくり推進室 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 後期高齢者医療保険に加入している又は申請する者の内、本市で生活保護を受給している又はしていた者及び申請中の者 |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先5 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先6～10 | |
|--------------------|--|
| 移転先6 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先7 | 保健福祉局 障害保健福祉推進室 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法による療育の給付に関する事務 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先8 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 児童福祉センター児童相談所 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先9 | 保健福祉局 障害保健福祉推進室 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法による障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 障害児相談支援給付費等の支給等に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先10 | 子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先11～15 | |
| 移転先11 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先12 | 保健福祉局 保健衛生推進室 健康安全課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 予防接種法による予防接種の実施, 給付の支給又は実費の徴収に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先13 | 保健福祉局 障害保健福祉推進室 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先14 | 保健福祉局 こころの健康増進センター |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 障害者総合支援法による自立支援給付のうち、自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先15 | 保健福祉局 障害保健福祉推進室 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| 移転先16～20 | |
|--------------------|---|
| 移転先16 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先17 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 母子保健法による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 妊産婦の訪問指導, 低体重児の届出, 未熟児の訪問指導, 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |

| | |
|--------------------|---|
| 移転先18 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先19 | 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 移転先20 | 保健福祉局 障害保健福祉推進室 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第2項に基づく条例 |
| ②移転先における用途 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| ③移転する情報 | 生活保護関係情報であって別途主務省令で定めるものに準ずるもの |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ |
| ⑥移転方法 | [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報提供機能) |

| | |
|------------------------|---|
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けたら都度 |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
| 保管場所 ※ | <p><京都市における措置></p> <p>①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており、入退室管理を静脈認証により行っている。</p> <p>②サーバー室の出入口を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。</p> <p>③申請書、出力帳票等の紙書類については、関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> |
| 7. 備考 | |
| | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

* 以下の「業務個人番号」は、番号法導入前から使用している生活保護システム上の管理番号であり、番号法の「個人番号」とは異なる。

現業

| | | | |
|-----------|------------|------------|------------|
| 個人情報 | 徴収区分名称 | 期末一時区分名称 | 定例 外 教育通学 |
| 事業コード | 特定疾病 | 第1類額 | 定例 外 高校基本 |
| 福祉事務所コード | 特定疾病名称 | 別居第2類額 | 定例 外 高校学級 |
| 管轄コード | 特定疾病他名称 | 別居冬季加算額 | 定例 外 高校授業 |
| 管轄コード名称 | 保険者番号 | 期末一時額 | 定例 外 期末一時 |
| 事業管理番号 | 被保険者番号 | 居宅生活費計 | 定例 外 救護費 |
| ケース番号 | 保険料額 | 就労収入コード | 定例 外 更生費 |
| 決定年月日 | 保険料別送区分 | 就労収入コード名称 | 定例 外 救護事務費 |
| 員番号 | 保険料別送区分名称 | 収入額 | 定例 外 更生事務費 |
| 業務個人番号 | 介護費 | 不安定収入額 | 定例 外 施設保険料 |
| 保護開始年月日 | 異動コード | 不安定控除額 | 定例 外 施設日品 |
| 続柄 | 異動コード名称 | 基礎控除区分 | 定例 外 施設期末 |
| 続柄名称 | 備考 | 基礎控除区分名称 | 定例 外 予備01 |
| 生保年齢 | 学校種別 | 基礎控除額 | 定例 外 予備02 |
| 職業コード | 学校コード | 新規就労控除区分 | 定例 外 予備03 |
| 職業コード名称 | 学校基準額 | 新規就労控除区分名称 | 定例 外 予備04 |
| 職業コード他名称 | 学校給食費 | 新規就労控除額 | 定例 外 予備05 |
| 学年コード | 学校通学費 | 新規就労控除期限 | 定例 外 合計 |
| 学年コード名称 | 学校給食費別送区分 | 未成年者控除区分 | 入院所状況 |
| 学年コード他名称 | 学校給食費別送名称 | 未成年者控除区分名称 | 障害傷病状況 |
| 級地 | 高校基本額 | 未成年者控除額 | 開始後初就労開始 |
| 級地名 | 高校学級費 | 必要経費 | 雇用形態 |
| 冬季加算区 | 高校授業料 | 特別控除額 | 職業分類 |
| 冬季加算区名称 | 医療機関種別 | 特別控除期限 | 就労開始年月 |
| 別居区分 | 医療機関コード | 控除額計 | 就労日数 |
| 別居区分名称 | 日用品費区分 | 就労外収入計 | 必要経費 税金 |
| 入院付添コード | 日用品費区分名称 | 賞与額 | 必要経費 社会保険料 |
| 入院付添コード名称 | 日用品費額 | 賞与必要経費 | 必要経費 交通費 |
| 給食寝具負担額 | 日用品費冬季加算額 | 賞与特別控除額 | 必要経費 その他 |
| 国籍コード | 病院給食費区分 | 賞与特別控除認定月 | 賞与必要経費 税金 |
| 国籍コード名称 | 病院給食費区分名称 | 賞与分割回数 | 賞与必要経費 社保料 |
| 医療保険 | 病院給食費 | 賞与認定期限 | 賞与必要経費 その他 |
| 医療保険名称 | 日用品費別送区分 | 賞与認定額 | PKG予備01 |
| 住宅種別 | 日用品費別送区分名称 | 廃止区分 | PKG予備02 |
| 住宅種別名称 | 病類区分 | 最低生活費計 | PKG予備03 |
| 住宅実費額 | 病類区分名称 | 収入充当額計 | PKG予備04 |
| 住宅認定額 | 施設種別 | 収入日割する計 | PKG予備05 |
| 住宅費別送区分 | 施設コード | 収入日割なし計 | 予備01 |
| 住宅費別送区分名称 | 入所年月日 | 定例 外 居宅 | 予備02 |
| 民間住宅種別 | 施設基準区分 | 定例 外 日用品費 | 予備03 |
| 民間住宅コード | 施設基準区分名称 | 定例 外 宿提施設 | 予備04 |
| 住宅管理番号 | 施設基準額 | 定例 外 介護施設 | 予備05 |
| 住宅風呂 | 施設冬季加算額 | 定例 外 他施設 | 削除フラグ |
| 住宅風呂名称 | 施設給食費 | 定例 外 保険料 | 更新年月日 |
| 加算額合計 | 施設費別送区分 | 定例 外 保険料代理 | 更新時刻 |
| ひとり親区分 | 施設費別送区分名称 | 定例 外 ひとり親 | 更新者職員番号 |
| ひとり親採用区分 | 施設事務費区分 | 定例 外 住宅 | 住宅更新料有無 |
| ひとり親額 | 施設事務費区分名称 | 定例 外 住宅代理 | 住宅更新料有無名称 |
| 介護保険資格区分 | 施設事務費 | 定例 外 教育基準 | 基準額学校長払フラグ |
| 徴収区分 | 期末一時区分 | 定例 外 教育給食 | 給食費学校長払フラグ |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

* 以下の「業務個人番号」は、番号法導入前から使用している生活保護システム上の管理番号であり、番号法の「個人番号」とは異なる。

現業

| | | | | |
|------------|----------|---------|--------|---------|
| 交通費学校長払フラグ | 開始理由 | 決裁連番号 | 最生 | 施設期末一時 |
| 学校学習支援費 | 開始理由名称 | 決定調書番号 | 最生 | 介護費 |
| 学支学校長払フラグ | 開始理由他名称 | 住宅種別 | 最生 | 予備01 |
| 定例 外 教育学支 | 申請職権区分 | 住宅種別名称 | 最生 | 予備02 |
| 施設給食費区分 | 申請職権区分名称 | 住宅実費額 | 最生 | 予備03 |
| 施設給食費区分名称 | 遅延理由 | 住宅認定額 | 最生 | 予備04 |
| ユニット型施設フラグ | 遅延理由名称 | 住宅期限 | 最生 | 予備05 |
| 介護事業者番号 | 遅延理由他名称 | 地代期限 | 最生 | 合計 |
| 介護施設区分 | 開始種別 | 短期入院期限 | | 収入充当額計 |
| 介護施設区分名称 | 開始種別名称 | 期限予備1 | | 収入日割する計 |
| 介護保険料加算期限 | 保護歴 | 期限予備2 | | 収入日割なし計 |
| 高校学習支援費 | 保護歴名称 | 期限予備3 | 定例 | 居宅 |
| 定例 外 高校学支 | 変更年月日 | 期限予備4 | 定例 | 日用品費 |
| 定例 外 共益居宅 | 変更理由名称1 | 期限予備5 | 定例 | 宿提施設 |
| 定例 外 共益日用品 | 変更理由名称2 | 世帯主員番号 | 定例 | 介護施設 |
| 定例 外 共益救護 | 変更理由名称3 | 保護人数 | 定例 | 他施設 |
| 定例 外 共益更生 | 変更理由名称4 | 第2類人数 | 定例 | 保険料 |
| 定例 外 共益宿提 | 停止年月日 | 第2類額 | 定例 | 保険料代理 |
| 定例 外 共益介護 | 停止理由 | 冬季加算額 | 定例 | ひとり親 |
| 定例 外 共益他施 | 停止理由名称 | 生活扶助フラグ | 定例 | 住宅 |
| 定例 外 共益種別 | 停止理由他名称 | 住宅扶助フラグ | 定例 | 住宅代理 |
| 定例 外 共益コード | 停止期限 | 教育扶助フラグ | 定例 | 教育基準 |
| 定例 外 共介護区分 | 再開年月日 | 介護扶助フラグ | 定例 | 教育給食 |
| 定例 外 償還居宅 | 再開理由 | 医療扶助フラグ | 定例 | 教育通学 |
| 定例 外 償還日用品 | 再開理由名称 | 出産扶助フラグ | 定例 | 高校基本 |
| 定例 外 償還救護 | 再開理由他名称 | 生業扶助フラグ | 定例 | 高校学級 |
| 定例 外 償還更生 | 廃止年月日 | 葬祭扶助フラグ | 定例 | 高校授業 |
| 定例 外 償還宿提 | 廃止理由 | 最生 | 居宅 | 期末一時 |
| 定例 外 償還介護 | 廃止理由名称 | 最生 | 日用品費 | 定例 |
| 定例 外 償還他施 | 廃止理由他名称 | 最生 | 宿提施設 | 定例 |
| 定例 外 償還種別 | 世帯類型 | 最生 | 介護施設 | 定例 |
| 定例 外 償還コード | 世帯類型名称 | 最生 | 他施設 | 定例 |
| 定例 外 償介護区分 | 労働力類型 | 最生 | 保険料 | 定例 |
| 世帯情報 | 労働力類型名称 | 最生 | 保険料代理 | 定例 |
| 事業コード | 扶助の種類 | 最生 | ひとり親 | 定例 |
| 福祉事務所コード | 扶助の種類名称 | 最生 | 住宅 | 定例 |
| 管轄コード | ケース格付 | 最生 | 住宅代理 | 定例 |
| 管轄コード名称 | ケース格付名称 | 最生 | 教育基準 | 定例 |
| 事業管理番号 | 母子世帯別 | 最生 | 教育給食 | 定例 |
| ケース番号 | 母子世帯別名称 | 最生 | 教育通学 | 定例 |
| 決定年月日 | 児童世帯別 | 最生 | 高校基本 | 定例 |
| 起案区分 | 児童世帯別名称 | 最生 | 高校学級 | 定例 |
| 起案区分名称 | 世帯分離有無 | 最生 | 高校授業 | 定例 |
| 処理内容 | 世帯分離有無名称 | 最生 | 期末一時 | 定例 |
| 処理内容名称 | 世帯分離メモ | 最生 | 救護費 | 定例 |
| 地区コード | 費用区分 | 最生 | 更生費 | 定例 |
| 地区コード名称 | 費用区分名称 | 最生 | 救護事務費 | 定例 |
| 民生委員番号 | 居宅支払方法 | 最生 | 更生事務費 | 定例 |
| 世帯主個人番号 | 居宅支払方法名称 | 最生 | 施設保険料 | 定例 |
| 保護開始年月日 | 口座管理番号 | 最生 | 施設日用品費 | 定例 |
| | | | 居 | 住宅 |

| | | | |
|------------|------------|------------|----------|
| 定例 居 教育基準 | 更新時刻 | 債権番号5 | 居室 |
| 定例 居 教育給食 | 更新者職員番号 | 納入充当額5 | 日用品費 |
| 定例 居 教育通学 | 汎用期限1 名称 | 納入充当額計 | 宿提施設 |
| 定例 居 高校基本 | 汎用期限1 期限 | 定例 納 居室 | 介護施設 |
| 定例 居 高校学級 | 汎用期限2 名称 | 定例 納 日用品費 | 他施設 |
| 定例 居 高校授業 | 汎用期限2 期限 | 定例 納 救護費 | 保険料 |
| 定例 居 期末一時 | 汎用期限3 名称 | 定例 納 更生費 | ひとり親 |
| 定例 居 予備01 | 汎用期限3 期限 | 定例 納 宿提施設 | 住宅 |
| 定例 居 予備02 | 変更先区コード | 定例 納 介護施設 | 教育基準 |
| 定例 居 予備03 | 変更先区コード名称 | 定例 納 他施設 | 教育給食 |
| 定例 居 予備04 | 変更先学区コード | 定例 納 期末一時 | 教育通学 |
| 定例 居 予備05 | 変更先学区コード名称 | 定例 納 住宅 | 高校基本 |
| 定例 居 合計 | 変更先町コード | 定例 納 教育基準 | 高校学級 |
| 余剰金額 | 変更先町コード名称 | 定例 納 教育給食 | 高校授業 |
| 前回の廃止年月 | 変更先連番 | 定例 納 教育通学 | 期末一時 |
| 扶養数 配偶者 | 郵便番号 | 定例 納 教育学支 | 科目予備01 |
| 仕送数 配偶者 | 電話番号 | 定例 納 高校基本 | 科目予備02 |
| 仕送額 配偶者 | 住所1 | 定例 納 高校学級 | 科目予備03 |
| 扶養数 父母 | 住所2 | 定例 納 高校授業 | 科目予備04 |
| 仕送数 父母 | 方書 | 定例 納 高校学支 | 科目予備05 |
| 仕送額 父母 | 最生 教育学支 | 定例 納 救護事務費 | 合計 |
| 扶養数 子 | 定例 教育学支 | 定例 納 更生事務費 | 追給支払方法 |
| 仕送数 子 | 定例 居 教育学支 | 定例 納 合計 | 追給支払方法名称 |
| 仕送額 子 | 介護施設区分 | 汎用期限4 名称 | 決定年月日 |
| 扶養数 兄弟姉妹 | 介護施設区分名称 | 汎用期限4 期限 | PKG予備01 |
| 仕送数 兄弟姉妹 | 文書記号番号 | 汎用期限5 名称 | PKG予備02 |
| 仕送額 兄弟姉妹 | リストフラグ | 汎用期限5 期限 | PKG予備03 |
| 扶養数 その他 | 残留邦人世帯年齢1 | 汎用期限6 名称 | PKG予備04 |
| 仕送数 その他 | 残留邦人世帯年齢2 | 汎用期限6 期限 | PKG予備05 |
| 仕送額 その他 | 最生 高校学支 | 汎用期限7 名称 | 予備01 |
| 介護本人支払額員番号 | 定例 高校学支 | 汎用期限7 期限 | 予備02 |
| 介護本人支払額 | 定例 居 高校学支 | 汎用期限8 名称 | 予備03 |
| 医療本人支払額員番号 | 変更理由親1 | 汎用期限8 期限 | 予備04 |
| 医療本人支払額 | 変更理由親2 | 汎用期限9 名称 | 予備05 |
| 通減率 | 変更理由親3 | 汎用期限9 期限 | 削除フラグ |
| 中国世帯区分 | 変更理由親4 | 共益費 | 更新年月日 |
| 中国世帯人数 | 変更理由子1 | 共益費種別 | 更新時刻 |
| 中国世帯備考 | 変更理由子2 | 共益費コード | 更新者職員番号 |
| PKG予備01 | 変更理由子3 | 償還金 | 返還区分 |
| PKG予備02 | 変更理由子4 | 償還金種別 | 返還区分名称 |
| PKG予備03 | 定例 居 救護費 | 償還金コード | 教育学支 |
| PKG予備04 | 定例 居 更生費 | 償還金期限 | 救護費 |
| PKG予備05 | 債権番号1 | 世帯追給計算 | 更生費 |
| 予備01 | 納入充当額1 | 事業コード | 救護事務費 |
| 予備02 | 債権番号2 | 福祉事務所コード | 更生事務費 |
| 予備03 | 納入充当額2 | 管轄コード | 高校学支 |
| 予備04 | 債権番号3 | 管轄コード名称 | 介護施設区分 |
| 予備05 | 納入充当額3 | 事業管理番号 | 世帯日割計算 |
| 削除フラグ | 債権番号4 | ケース番号 | 事業コード |
| 更新年月日 | 納入充当額4 | 月区分 | 福祉事務所コード |

| | | | |
|------------|----------|-------------|-----------|
| 管轄コード | 程度 予備02 | 救護事務費 | 共益 介護施設 |
| 管轄コード名称 | 程度 予備03 | 更生事務費 | 共益 他施設 |
| 事業管理番号 | 程度 予備04 | 施設保険料 | 共益 種別 |
| ケース番号 | 程度 予備05 | 施設日用品費 | 共益 コード |
| 月区分 | PKG予備01 | 施設期末一時 | 共益 介護施設区分 |
| 日割 居宅 | PKG予備02 | 科目予備01 | 償還 居宅 |
| 日割 日用品費 | PKG予備03 | 科目予備02 | 償還 日用品費 |
| 日割 宿提施設 | PKG予備04 | 科目予備03 | 償還 救護費 |
| 日割 介護施設 | PKG予備05 | 科目予備04 | 償還 更生費 |
| 日割 他施設 | 予備01 | 科目予備05 | 償還 宿提施設 |
| 日割 保険料 | 予備02 | 合計 | 償還 介護施設 |
| 日割 保険料代理 | 予備03 | 追給支払方法 | 償還 他施設 |
| 日割 ひとり親 | 予備04 | 追給支払方法名称 | 償還 種別 |
| 日割 住宅 | 予備05 | 決定年月日 | 償還 コード |
| 日割 住宅代理 | 削除フラグ | PKG予備01 | 償還 介護施設区分 |
| 日割 教育基準 | 更新年月日 | PKG予備02 | 世帯戻入 |
| 日割 教育給食 | 更新時刻 | PKG予備03 | 事業コード |
| 日割 教育通学 | 更新者職員番号 | PKG予備04 | 福祉事務所コード |
| 日割 高校基本 | 日割 教育学支 | PKG予備05 | 管轄コード |
| 日割 高校学級 | 日割 高校学支 | 予備01 | 管轄コード名称 |
| 日割 高校授業 | 個人追給計算 | 予備02 | 事業管理番号 |
| 日割 期末一時 | 事業コード | 予備03 | ケース番号 |
| 日割 救護費 | 福祉事務所コード | 予備04 | 居宅 |
| 日割 更生費 | 管轄コード | 予備05 | 日用品費 |
| 日割 救護事務費 | 管轄コード名称 | 削除フラグ | 宿提施設 |
| 日割 更生事務費 | 事業管理番号 | 更新年月日 | 介護施設 |
| 日割 施設保険料 | ケース番号 | 更新時刻 | 他施設 |
| 日割 施設日用品費 | 員番号 | 更新者職員番号 | 保険料 |
| 日割 施設期末一時 | 月区分 | 教育学支 | 保険料代理 |
| 日割 予備01 | 居宅 | 日用品費指定医療種別 | ひとり親 |
| 日割 予備02 | 日用品費 | 日用品費指定医療コード | 住宅 |
| 日割 予備03 | 宿提施設 | 施設費指定施設種別 | 住宅代理 |
| 日割 予備04 | 介護施設 | 施設費指定施設コード | 教育基準 |
| 日割 予備05 | 他施設 | 介施費指定介事者番号 | 教育給食 |
| 日割 合計 | 保険料 | 介施費指定介護区分 | 教育通学 |
| 程度 生活 支給 | 保険料代理 | 施事費指定施設種別 | 高校基本 |
| 程度 生活 施設 | ひとり親 | 施事費指定施設コード | 高校学級 |
| 程度 生活 ひとり親 | 住宅 | 教基費指定学校種別 | 高校授業 |
| 程度 保険料 支給 | 住宅代理 | 教基費指定学校コード | 期末一時 |
| 程度 保険料 代理 | 教育基準 | 教給費指定学校種別 | 科目予備01 |
| 程度 住宅 支給 | 教育給食 | 教給費指定学校コード | 科目予備02 |
| 程度 住宅 代理 | 教育通学 | 教通費指定学校種別 | 科目予備03 |
| 程度 教育 | 高校基本 | 教通費指定学校コード | 科目予備04 |
| 程度 高校 | 高校学級 | 教学費指定学校種別 | 科目予備05 |
| 程度 合計 | 高校授業 | 教学費指定学校コード | 合計 |
| 程度 事務費 | 期末一時 | 共益 居宅 | 免除額 |
| 程度 期末一時 | 施設種別 | 共益 日用品費 | 決定年月日 |
| 程度 施設期末一時 | 施設コード | 共益 救護費 | PKG予備01 |
| 程度 施設本人支払額 | 救護費 | 共益 更生費 | PKG予備02 |
| 程度 予備01 | 更生費 | 共益 宿提施設 | PKG予備03 |

| | | | |
|----------|-----------|----------|----------|
| PKG予備04 | 施設日用品費 | 支払種別 | 加算採用区分名称 |
| PKG予備05 | 施設期末一時 | 支払種別名称 | 加算期限 |
| 予備01 | 科目予備01 | 訂正用既認定額 | PKG予備01 |
| 予備02 | 科目予備02 | 訂正用認定額 | PKG予備02 |
| 予備03 | 科目予備03 | 訂正用差額 | PKG予備03 |
| 予備04 | 科目予備04 | PKG予備01 | PKG予備04 |
| 予備05 | 科目予備05 | PKG予備02 | PKG予備05 |
| 削除フラグ | 合計 | PKG予備03 | 予備01 |
| 更新年月日 | PKG予備01 | PKG予備04 | 予備02 |
| 更新時刻 | PKG予備02 | PKG予備05 | 予備03 |
| 更新者職員番号 | PKG予備03 | 予備01 | 予備04 |
| 月区分 | PKG予備04 | 予備02 | 予備05 |
| 返還区分 | PKG予備05 | 予備03 | 削除フラグ |
| 返還区分名称 | 予備01 | 予備04 | 更新年月日 |
| 教育学支 | 予備02 | 予備05 | 更新時刻 |
| 救護費 | 予備03 | 削除フラグ | 更新者職員番号 |
| 更生費 | 予備04 | 更新年月日 | 個人就労外 |
| 救護事務費 | 予備05 | 更新時刻 | 事業コード |
| 更生事務費 | 削除フラグ | 更新者職員番号 | 福祉事務所コード |
| 高校学支 | 更新年月日 | 書類区分 | 管轄コード |
| 現業支給 | 更新時刻 | 書類区分名称 | 管轄コード名称 |
| 事業コード | 更新者職員番号 | 備考 | 事業管理番号 |
| 福祉事務所コード | 教育学支 | 介護事業者番号 | ケース番号 |
| 管轄コード | 高校学支 | 収入種別区分 | 決定年月日 |
| 管轄コード名称 | 個人一時扶助 | 収入種別区分名称 | 員番号 |
| 事業管理番号 | 事業コード | 充当額 | 連番2桁 |
| ケース番号 | 福祉事務所コード | 訂正用既充当額 | 親コード |
| 月区分 | 管轄コード | 訂正用充当額 | 親コード名称 |
| 居室 | 管轄コード名称 | 訂正用充当差額 | 子コード |
| 日用品費 | 事業管理番号 | 返還区分 | 子コード名称 |
| 宿提施設 | ケース番号 | 返還区分名称 | 金額 |
| 介護施設 | 決定年月日 | 学校種別 | 控除額 |
| 他施設 | 員番号 | 学校コード | 認定額 |
| 保険料 | 連番2桁 | 施術者番号 | 認定期限 |
| 保険料代理 | 経理科目コード | 個人加算 | 日割区分 |
| ひとり親 | 経理科目コード名称 | 事業コード | 日割区分名称 |
| 住宅 | 金現区分 | 福祉事務所コード | PKG予備01 |
| 住宅代理 | 金現区分名称 | 管轄コード | PKG予備02 |
| 教育基準 | 支給額 | 管轄コード名称 | PKG予備03 |
| 教育給食 | 件数 | 事業管理番号 | PKG予備04 |
| 教育通学 | 月分 | ケース番号 | PKG予備05 |
| 高校基本 | 認定期限 | 決定年月日 | 予備01 |
| 高校学級 | 支払先別送区分 | 員番号 | 予備02 |
| 高校授業 | 支払先別送区分名称 | 加算コード | 予備03 |
| 期末一時 | 医療機関種別 | 加算コード名称 | 予備04 |
| 救護費 | 医療機関コード | 人数 | 予備05 |
| 更生費 | 業者種別 | 加算額 | 削除フラグ |
| 救護事務費 | 業者コード | 加算停止区分 | 更新年月日 |
| 更生事務費 | 施設種別 | 加算停止区分名称 | 更新時刻 |
| 施設保険料 | 施設コード | 加算採用区分 | 更新者職員番号 |

| | | | |
|----------|-----------|-----------|------------|
| 特徴額 | PKG予備03 | 申請者方書 | 扶養者からの続柄名称 |
| 個人保険料 | PKG予備04 | 申請者電話番号 | 要被保護者からの続柄 |
| 事業コード | PKG予備05 | 受付職員番号 | 要被保護者からの続名 |
| 福祉事務所コード | 予備01 | 備考 | 扶養義務者電話番号 |
| 管轄コード | 予備02 | 処理内容 | 登録年月日 |
| 管轄コード名称 | 予備03 | 処理内容名称 | 次回照会有無 |
| 事業管理番号 | 予備04 | 開始年月日 | 次回照会有無名称 |
| ケース番号 | 予備05 | 却下年月日 | 特記事項 |
| 決定年月日 | 削除フラグ | 取下げ年月日 | 処理対象フラグ |
| 員番号 | 更新年月日 | 統計計上年月 | 被養育者区分 |
| 月 | 更新時刻 | PKG予備01 | PKG予備01 |
| 保険料額 | 更新者職員番号 | PKG予備02 | PKG予備02 |
| PKG予備01 | 受給者番号 | PKG予備03 | PKG予備03 |
| PKG予備02 | 申請世帯 | PKG予備04 | PKG予備04 |
| PKG予備03 | 事業コード | PKG予備05 | PKG予備05 |
| PKG予備04 | 福祉事務所コード | 予備01 | 予備01 |
| PKG予備05 | 管轄コード | 予備02 | 予備02 |
| 予備01 | 管轄コード名称 | 予備03 | 予備03 |
| 予備02 | 事業管理番号 | 予備04 | 予備04 |
| 予備03 | ケース番号 | 予備05 | 予備05 |
| 予備04 | 世帯主個人番号 | 削除フラグ | 削除フラグ |
| 予備05 | 申請年月日 | 更新年月日 | 更新年月日 |
| 削除フラグ | 申請職権区分 | 更新時刻 | 更新時刻 |
| 更新年月日 | 申請職権区分名称 | 更新者職員番号 | 更新者職員番号 |
| 更新時刻 | 申請理由 | 区コード | 扶養義務者分類 |
| 更新者職員番号 | 申請理由名称 | 区コード名称 | 扶養義務者分類名 |
| 申請個人 | 申請理由他名称 | 学区コード | 扶養義務者(調査) |
| 事業コード | 申請経路 | 学区コード名称 | 事業コード |
| 事業管理番号 | 申請経路名称 | 町コード | 福祉事務所コード |
| 福祉事務所コード | 申請経路他名称 | 町コード名称 | 管轄コード |
| 管轄コード | 世帯類型 | 連番 | 管轄コード名称 |
| 管轄コード名称 | 世帯類型名称 | 申請者住所2 | 事業管理番号 |
| ケース番号 | 転入有無 | 受理番号 | ケース番号 |
| 員番号 | 転入有無名称 | 担当職員番号 | 業務個人番号 |
| 業務個人番号 | 不動産土地有無 | 担当所属CD | 照会先連番 |
| 世帯主フラグ | 不動産土地有無名称 | 扶養義務者 | 調査年月日 |
| 資産申告フラグ | 不動産家屋有無 | 事業コード | 回答期限年月日 |
| 収入申告フラグ | 不動産家屋有無名称 | 福祉事務所コード | 発行年月日 |
| 同意書フラグ | 自動車有無 | 管轄コード | 回答年月日 |
| 検診命令フラグ | 自動車有無名称 | 管轄コード名称 | 職業コード |
| 扶養調査フラグ | 原付バイク有無 | 事業管理番号 | 職業コード名称 |
| 預貯金調査フラグ | 原付バイク有無名称 | ケース番号 | 学年コード |
| 予備フラグ1 | 生命保険有無 | 業務個人番号 | 学年コード名称 |
| 予備フラグ2 | 生命保険有無名称 | 照会先連番 | 精神的支援可否 |
| 予備フラグ3 | 学資保険有無 | 扶養義務者氏名カナ | 精神的支援可否名称 |
| 予備フラグ4 | 学資保険有無名称 | 扶養義務者氏名 | 精神的支援開始時期 |
| 予備フラグ5 | 申請者氏名カナ | 扶養義務者郵便番号 | 精神的支援内容 |
| 処理内容 | 申請者氏名 | 扶養義務者住所 | 精神的支援緊急連絡先 |
| PKG予備01 | 申請者郵便番号 | 扶養義務者方書 | 金銭的支援可否 |
| PKG予備02 | 申請者住所 | 扶養者からの続柄 | 金銭的支援可否名称 |

| | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|
| 金銭的支援可否理由 | 面接年月日 | 助言援助内容 | 管轄コード |
| 金銭的支援開始時期 | 面接時刻 | 助言援助内容名称 | 管轄コード名称 |
| 金銭的支援援助金額 | 面接時刻名称 | 水道利用有無 | ケース番号 |
| 金銭的支援内容 | 面接時刻他名称 | 水道利用有無名称 | 処遇方針コード |
| 資産状況有無 | 面接関係コード | 電気利用有無 | 処遇方針コード名称 |
| 資産状況有無名称 | 面接関係名称 | 電気利用有無名称 | 処遇方針その他名称 |
| 資産状況家屋延面積 | 面接関係他名称 | ガス利用有無 | 処遇方針 |
| 資産状況宅地延面積 | 面接者氏名カナ | ガス利用有無名称 | 備考所見 |
| 資産状況田畑延面積 | 面接者氏名 | 世帯類型コード | PKG予備1 |
| 資産状況山林延面積 | 面接者郵便番号 | 世帯類型名称 | PKG予備2 |
| 負債状況有無 | 面接者住所 | 預貯金調査依頼 | PKG予備3 |
| 負債状況有無名称 | 面接者方書 | 事業コード | PKG予備4 |
| 住宅ローン返済額 | 面接者電話番号 | 福祉事務所コード | PKG予備5 |
| 住宅ローン返済予定 | 面接内容 | 管轄コード | 予備1 |
| 負債状況その他 | 面接内容名称 | 管轄コード名称 | 予備2 |
| 健保加入コード | 面接内容他名称 | 事業管理番号 | 予備3 |
| 健保加入コード名称 | 面接結果 | ケース番号 | 予備4 |
| 健保加入コード他名称 | 面接結果名称 | 前々郵便番号 | 予備5 |
| 被扶養者認定コード | 面接職員番号 | 前々住所 | 削除フラグ |
| 被扶養者認定名称 | 申請意思有無 | 前々方書 | 更新年月日 |
| 被扶養者認定他名称 | 申請意思有無名称 | 前郵便番号 | 更新時刻 |
| 回答登録年月日 | 特記事項 | 前住所 | 更新者職員番号 |
| 次回照会有無 | PKG予備01 | 前方書 | 訪問計画情報 |
| 備考 | PKG予備02 | 本籍筆頭者氏名カナ | 事業コード |
| PKG予備01 | PKG予備03 | 本籍筆頭者氏名 | 年度 |
| PKG予備02 | PKG予備04 | 本籍郵便番号 | 事業管理番号 |
| PKG予備03 | PKG予備05 | 本籍住所 | 福祉事務所コード |
| PKG予備04 | 予備01 | 本籍方書 | 管轄コード |
| PKG予備05 | 予備02 | 基準年月日 | 管轄コード名称 |
| 予備01 | 予備03 | 回答期限年月日 | ケース番号 |
| 予備02 | 予備04 | 特記事項 | 年月 |
| 予備03 | 予備05 | PKG予備01 | 訪問計画コード |
| 予備04 | 削除フラグ | PKG予備02 | 訪問計画コード名称 |
| 予備05 | 更新年月日 | PKG予備03 | 訪問計画その他名称 |
| 削除フラグ | 更新時刻 | PKG予備04 | 年月日 |
| 更新年月日 | 更新者職員番号 | PKG予備05 | 対応職員番号 |
| 更新時刻 | 保有資産有無 | 予備01 | 住宅状況コード |
| 更新者職員番号 | 保有資産有無名称 | 予備02 | 住宅状況コード名称 |
| 文書記号番号 | 家賃金額 | 予備03 | 住宅状況その他名称 |
| 特記 連絡事項 | 借家自家区分 | 予備04 | 指導指示コード |
| 継続フラグ | 借家自家区分名称 | 予備05 | 指導指示コード名称 |
| 特記 連絡事項 養育 | 申請に至らぬ理由 | 削除フラグ | 指導指示その他名称 |
| 面接 | 申請に至らぬ理由名称 | 更新年月日 | 保有状況 |
| 事業コード | 来所者個人番号 | 更新時刻 | PKG予備1 |
| 福祉事務所コード | 来所者面接関係コード | 更新者職員番号 | PKG予備2 |
| 管轄コード | 来所者面接関係名称 | 処遇方針 | PKG予備3 |
| 管轄コード名称 | 来所者面接関係他名称 | 事業コード | PKG予備4 |
| 面接個人番号 | 来所者氏名 | 年度 | PKG予備5 |
| 面接番号 | 扶養義務者人数 | 事業管理番号 | 予備1 |
| 事業管理番号 | 扶養義務者有無名称 | 福祉事務所コード | 予備2 |

| | | | |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 予備3 | 予備04 | PKG予備04 | 管轄コード名称 |
| 予備4 | 予備05 | PKG予備05 | 事業管理番号 |
| 予備5 | 削除フラグ | 予備01 | ケース番号 |
| 削除フラグ | 更新年月日 | 予備02 | 決定年月日 |
| 更新年月日 | 更新時刻 | 予備03 | 員番号 |
| 更新時刻 | 更新者職員番号 | 予備04 | 連番2桁 |
| 更新者職員番号 | 文書記号番号 | 予備05 | 変更理由親1 |
| 状況 | 受理番号 | 削除フラグ | 変更理由親2 |
| 検診命令発行履歴 | 受給証明書発行履歴 | 更新年月日 | 変更理由親3 |
| 事業コード | 事業コード | 更新時刻 | 変更理由親4 |
| 事業管理番号 | 事業管理番号 | 更新者職員番号 | 変更理由子1 |
| 福祉事務所コード | 福祉事務所コード | 備考 | 変更理由子2 |
| 管轄コード | 管轄コード | 指示通知発行履歴 | 変更理由子3 |
| 管轄コード名称 | 管轄コード名称 | 事業コード | 変更理由子4 |
| ケース番号 | 履歴登録連番 | 事業管理番号 | 変更理由名称1 |
| 員番号 | ケース番号 | 福祉事務所コード | 変更理由名称2 |
| 業務個人番号 | 発行年月日 | 管轄コード | 変更理由名称3 |
| 発行年月日 | 世帯主個人番号 | 管轄コード名称 | 変更理由名称4 |
| 検診年月日 | 郵便番号 | ケース番号 | 一時扶助区分 |
| 医療機関種別 | 住所 | 履歴番号 | 経理科目コード |
| 医療機関番号 | 方書 | 業務個人番号 | 経理科目コード名称 |
| 医療機関名称 | 世帯主氏名 | 氏名 | 金現区分 |
| 検診目的コード1 | 続柄名称 | 地区担当職員番号 | 金現区分名称 |
| 検診目的コード名称1 | 生年月日 | 地区担当職員名 | 認定額 |
| 検診目的他名称1 | 性別名称 | 発行年月日 | 前回認定額 |
| 検診目的コード2 | 前郵便番号 | 指示事項 | 件数 |
| 検診目的コード名称2 | 前住所 | 指示の理由 | 支払先別送区分 |
| 検診目的他名称2 | 前方書 | 予備フラグ1 | 支払先別送区分名称 |
| 担当職員氏名 | 使用目的コード | 予備フラグ2 | 医療機関種別 |
| 担当職員番号 | 使用目的名称 | 予備フラグ3 | 医療機関コード |
| 特記事項 | 使用目的他名称 | 予備フラグ4 | 業者種別 |
| 郵便番号 | 提出先コード | 予備フラグ5 | 業者コード |
| 住所 | 提出先名称 | PKG予備01 | 施設種別 |
| 方書 | 提出先他名称 | PKG予備02 | 施設コード |
| 氏名 | 生活扶助フラグ | PKG予備03 | 介護事業者番号 |
| 生年月日 | 住宅扶助フラグ | PKG予備04 | 学校種別 |
| 性別 | 教育扶助フラグ | PKG予備05 | 学校コード |
| 予備フラグ1 | 介護扶助フラグ | 予備01 | 施術者番号 |
| 予備フラグ2 | 医療扶助フラグ | 予備02 | 収入種別区分 |
| 予備フラグ3 | 出産扶助フラグ | 予備03 | 収入種別区分名称 |
| 予備フラグ4 | 生業扶助フラグ | 予備04 | 充当額 |
| 予備フラグ5 | 葬祭扶助フラグ | 予備05 | 前回充当額 |
| PKG予備01 | 予備フラグ1 | 削除フラグ | 今回支給額 |
| PKG予備02 | 予備フラグ2 | 更新年月日 | 前回支給額 |
| PKG予備03 | 予備フラグ3 | 更新時刻 | 支給額 |
| PKG予備04 | 予備フラグ4 | 更新者職員番号 | 返還区分 |
| PKG予備05 | 予備フラグ5 | 一時扶助単独 | 返還区分名称 |
| 予備01 | PKG予備01 | 事業コード | 書類区分 |
| 予備02 | PKG予備02 | 福祉事務所コード | 書類区分名称 |
| 予備03 | PKG予備03 | 管轄コード | 備考 |

| | | | |
|------------|-----------|----------|----------|
| 処理状態区分 | 発行年月日 | 更新者職員番号 | 予備01 |
| 処理状態区分名称 | 発行区分コード | 起案年月日 | 予備02 |
| 決定調書番号 | 発行区分名称 | ケース番号履歴 | 予備03 |
| 文書記号番号 | 有効年度 | 事業コード | 予備04 |
| リストフラグ | 予備フラグ1 | 福祉事務所コード | 予備05 |
| 保留フラグ | 予備フラグ2 | 管轄コード | 削除フラグ |
| 起案処理区分 | 予備フラグ3 | 管轄コード名称 | 更新年月日 |
| 起案処理区分名称 | 予備フラグ4 | 事業管理番号 | 更新時刻 |
| 削除フラグ | 予備フラグ5 | ケース番号 | 更新者職員番号 |
| 更新年月日 | 削除フラグ | 旧ケース番号 | 金額入力番号 |
| 更新時刻 | 更新年月日 | 決定年月日 | 進学準備給付金 |
| 更新者職員番号 | 更新時刻 | 旧住所 | 事業コード |
| 訂正元キー | 更新者職員番号 | 削除フラグ | 福祉事務所コード |
| 訂正済フラグ | 事務費給食費 | 更新年月日 | 管轄コード |
| 起案年月日 | 事業コード | 更新時刻 | 管轄コード名称 |
| 翌月対象者 | 福祉事務所コード | 更新者職員番号 | 事業管理番号 |
| 事業コード | 管轄コード | 就労自立給付金 | ケース番号 |
| 福祉事務所コード | 管轄コード名称 | 事業コード | 履歴番号 |
| 管轄コード | 事業管理番号 | 福祉事務所コード | 員番号 |
| 管轄コード名称 | ケース番号 | 管轄コード | 決定額 |
| 事業管理番号 | 決定年月日 | 管轄コード名称 | 支給額 |
| ケース番号 | 員番号 | 事業管理番号 | 支払方法 |
| 員番号 | 業務個人番号 | ケース番号 | 支払方法名称 |
| 決定年月日 | 施設種別 | 履歴番号 | 口座管理番号 |
| 業務個人番号 | 施設コード | 員番号 | 状態区分 |
| 世帯主員番号 | 施設事務費区分 | 決定額 | 状態区分名称 |
| 世帯主個人番号 | 施設事務費区分名称 | 支給額 | 申請者郵便番号 |
| 本人支払額発生フラグ | 救護事務費 追給 | 支払方法 | 申請者住所 |
| 保険料代理解除フラグ | 救護事務費 戻入 | 支払方法名称 | 申請者方書 |
| 住宅代理解除フラグ | 更生事務費 追給 | 口座管理番号 | 進学先 |
| 改定理由コード | 更生事務費 戻入 | 状態区分 | 通学方法 |
| 削除フラグ | 学校種別 | 状態区分名称 | 居住地郵便番号 |
| 更新年月日 | 学校コード | 初回収入認定年月 | 居住地住所 |
| 更新時刻 | 学校給食費 追給 | 認定年月1 | 居住地方書 |
| 更新者職員番号 | 学校給食費 戻入 | 収入認定額1 | 申請年月日 |
| 納入充当解除フラグ | 支払先別送区分 | 認定年月2 | 起案年月日 |
| 納入充当額計 | 支払先別送区分名称 | 収入認定額2 | PKG予備01 |
| 共益償還解除フラグ | 返還区分 | 認定年月3 | PKG予備02 |
| 共益費 | 返還区分名称 | 収入認定額3 | PKG予備03 |
| 償還金 | 処理状態区分 | 認定年月4 | PKG予備04 |
| 緊急診療依頼書 | 処理状態区分名称 | 収入認定額4 | PKG予備05 |
| 事業コード | 変更理由名称 | 認定年月5 | 予備01 |
| 事業管理番号 | 決定調書番号 | 収入認定額5 | 予備02 |
| 福祉事務所コード | 文書記号番号 | 認定年月6 | 予備03 |
| 管轄コード | リストフラグ | 収入認定額6 | 予備04 |
| 管轄コード名称 | 保留フラグ | PKG予備01 | 予備05 |
| ケース番号 | 事務費給食費フラグ | PKG予備02 | 削除フラグ |
| 員番号 | 削除フラグ | PKG予備03 | 更新年月日 |
| 業務個人番号 | 更新年月日 | PKG予備04 | 更新時刻 |
| 文書記号番号 | 更新時刻 | PKG予備05 | 更新者職員番号 |

| |
|-------------|
| 金額入力番号 |
| 連携情報 |
| 個人番号 |
| 団体内統合宛名番号 |
| 情報提供用個人識別符号 |
| 情報提供等記録 |
| 氏名 |
| 住所 |
| 性別 |
| 生年月日 |

経理

| | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 就労自立給付金 | 支払前後区分 | 住宅管理番号 | 委任区分 |
| 事業コード | 支払前後区分名称 | 被保険者番号 | 支給区分 |
| 福祉事務所コード | 一月フラグ | 連番 | 対象フラグ |
| 管轄コード | PKG予備01 | 金額計 | 医療機関種別 |
| 管轄コード名称 | PKG予備02 | 生活計 | 医療機関コード |
| 事業管理番号 | PKG予備03 | 住宅計 | 施設種別 |
| 年度 | PKG予備04 | 教育計 | 施設コード |
| 年月分 | PKG予備05 | 他一時扶助計 | 介護事業者コード |
| 支給年月日 | 予備01 | 経理科目コード | 削除フラグ |
| 支払区分 | 予備02 | 経理科目コード名称 | 更新年月日 |
| 支払区分名称 | 予備03 | 支払先名称 | 更新時刻 |
| 別送区分 | 予備04 | 決定年月日 | 更新者職員番号 |
| 別送区分名称 | 予備05 | 処理年月日 | 決定通知 |
| 居宅支払方法 | 削除フラグ | 戻入データ区分 | 事業コード |
| 居宅支払方法名称 | 更新年月日 | 年度区分 | 福祉事務所コード |
| 金現区分 | 更新時刻 | 年度区分名称 | 管轄コード |
| 金現区分名称 | 更新者職員番号 | 納付書区分 | 管轄コード名称 |
| ケース番号 | 職員番号 | 納付書区分名称 | 事業管理番号 |
| 個人番号 | 進学準備給付金 | 支払前後区分 | ケース番号 |
| 員番号 | 事業コード | 支払前後区分名称 | 決定年月日 |
| 医療機関種別 | 福祉事務所コード | 一月フラグ | 員番号 |
| 医療機関コード | 管轄コード | PKG予備01 | 個人番号 |
| 施設種別 | 管轄コード名称 | PKG予備02 | 決定区分 |
| 施設コード | 事業管理番号 | PKG予備03 | 決定区分名称 |
| 介護事業者コード | 年度 | PKG予備04 | 続柄 |
| 学校種別 | 年月分 | PKG予備05 | 続柄名称 |
| 学校コード | 支給年月日 | 予備01 | 異動区分 |
| 業者種別 | 支払区分 | 予備02 | 異動区分名称 |
| 業者コード | 支払区分名称 | 予備03 | 医療機関種別 |
| 施術者コード | 別送区分 | 予備04 | 医療機関コード |
| 民間住宅種別 | 別送区分名称 | 予備05 | 施設種別 |
| 民間住宅コード | 居宅支払方法 | 削除フラグ | 施設コード |
| 住宅管理番号 | 居宅支払方法名称 | 更新年月日 | 介護事業者コード |
| 被保険者番号 | 金現区分 | 更新時刻 | 学校種別 |
| 連番 | 金現区分名称 | 更新者職員番号 | 学校コード |
| 金額計 | ケース番号 | 職員番号 | 地区担当職員番号 |
| 生活計 | 個人番号 | 委任状 | 民生委員番号 |
| 住宅計 | 員番号 | 事業コード | 地区コード |
| 教育計 | 医療機関種別 | 福祉事務所コード | 地区コード名称 |
| 他一時扶助計 | 医療機関コード | 管轄コード | 保護人数 |
| 経理科目コード | 施設種別 | 管轄コード名称 | 生活扶助フラグ |
| 経理科目コード名称 | 施設コード | 事業管理番号 | 住宅扶助フラグ |
| 支払先名称 | 介護事業者コード | ケース番号 | 教育扶助フラグ |
| 決定年月日 | 学校種別 | 個人番号 | 介護扶助フラグ |
| 処理年月日 | 学校コード | 員番号 | 医療扶助フラグ |
| 戻入データ区分 | 業者種別 | 委任先種類 | 出産扶助フラグ |
| 年度区分 | 業者コード | 委任先コード | 生業扶助フラグ |
| 年度区分名称 | 施術者コード | 入院年月日 | 葬祭扶助フラグ |
| 納付書区分 | 民間住宅種別 | 廃止年月日 | 処理年月日 |
| 納付書区分名称 | 民間住宅コード | 年月分 | 年金課対象フラグ |

| | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 年金課発行フラグ | 民間住宅コード | 経理科目コード名称 | エラー種類 |
| 介護課対象フラグ | 住宅管理番号 | 金額 | エラー種類名称 |
| 介護課発行フラグ | 被保険者番号 | 件数 | エラーコード |
| 通知書対象フラグ | 地区担当職員番号 | 金現区分 | ケース番号 |
| 債券廃止発行フラグ | 民生委員番号 | 金現区分名称 | 地区担当員 |
| 開始理由名称 | 口座管理番号 | 一時扶助区分 | 世帯主氏名カナ |
| 廃止理由名称 | 費用区分 | 一時扶助区分名称 | 口座名義人カナ |
| 削除フラグ | 費用区分名称 | 医療機関種別 | 金融機関コード |
| 更新年月日 | 地区コード | 医療機関コード | 店舗コード |
| 更新時刻 | 地区コード名称 | 施設種別 | 口座種別 |
| 更新者職員番号 | 保護人数 | 施設コード | 口座種別名称 |
| 納入充当フラグ | 支給年月日 | 介護事業者コード | 口座番号 |
| 現物給付 | 決定年月日 | 学校種別 | 医療機関種別 |
| 事業コード | 処理年月日 | 学校コード | 医療機関コード |
| 福祉事務所コード | 戻入データ区分 | 業者種別 | 施設種別 |
| 管轄コード | 決裁年月日 | 業者コード | 施設コード |
| 管轄コード名称 | 年度区分 | 施術者コード | 介護事業者コード |
| 事業管理番号 | 年度区分名称 | 民間住宅種別 | 学校種別 |
| ケース番号 | 納付書区分 | 民間住宅コード | 学校コード |
| 年月分 | 納付書区分名称 | 住宅管理番号 | 業者種別 |
| 支払区分 | 支払前後区分 | 被保険者番号 | 業者コード |
| 支払区分名称 | 支払前後区分名称 | 地区担当職員番号 | 施術者コード |
| 員番号 | 一月フラグ | 民生委員番号 | 削除フラグ |
| 連番 | 代理納付区分 | 口座管理番号 | 更新年月日 |
| 個人番号 | 代理納付区分名称 | 費用区分 | 更新時刻 |
| 追給支払方法 | 保留区分 | 費用区分名称 | 更新者職員番号 |
| 追給支払方法名称 | 削除フラグ | 地区コード | 支払区分名称 |
| 別送区分 | 更新年月日 | 地区コード名称 | 口座明細 |
| 別送区分名称 | 更新時刻 | 保護人数 | 事業コード |
| 居宅支払方法 | 更新者職員番号 | 支給年月日 | 福祉事務所コード |
| 居宅支払方法名称 | 個別追給明細累積 | 決定年月日 | 管轄コード |
| 経理科目コード | 事業コード | 処理年月日 | 管轄コード名称 |
| 経理科目コード名称 | 福祉事務所コード | 戻入データ区分 | 事業管理番号 |
| 金額 | 管轄コード | 年度区分 | 年度 |
| 件数 | 管轄コード名称 | 年度区分名称 | 年月分 |
| 金現区分 | 事業管理番号 | 納付書区分 | 支給年月日 |
| 金現区分名称 | ケース番号 | 納付書区分名称 | 支払区分 |
| 一時扶助区分 | 年月分 | 支払前後区分 | 支払区分名称 |
| 一時扶助区分名称 | 支払区分 | 支払前後区分名称 | 別送区分 |
| 医療機関種別 | 支払区分名称 | 一月フラグ | 別送区分名称 |
| 医療機関コード | 員番号 | 代理納付区分 | 居宅支払方法 |
| 施設種別 | 連番 | 代理納付区分名称 | 居宅支払方法名称 |
| 施設コード | 個人番号 | 口座区分 | 金現区分 |
| 介護事業者コード | 追給支払方法 | 削除フラグ | 金現区分名称 |
| 学校種別 | 追給支払方法名称 | 更新年月日 | ケース番号 |
| 学校コード | 別送区分 | 更新時刻 | 個人番号 |
| 業者種別 | 別送区分名称 | 更新者職員番号 | 員番号 |
| 業者コード | 居宅支払方法 | 口座エラー | 医療機関種別 |
| 施術者コード | 居宅支払方法名称 | 事業コード | 医療機関コード |
| 民間住宅種別 | 経理科目コード | 福祉事務所コード | 施設種別 |

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|
| 施設コード | 科目コード名称12 | 被保護者氏名 | 件数 |
| 介護事業者コード | 金額12 | 被保護者郵便番号 | 金現区分 |
| 学校種別 | 科目コード13 | 被保護者住所 | 金現区分名称 |
| 学校コード | 科目コード名称13 | 被保護者方書 | 一時扶助区分 |
| 業者種別 | 金額13 | 支払先名称 | 一時扶助区分名称 |
| 業者コード | 科目コード14 | 支払先郵便番号 | 医療機関種別 |
| 施術者コード | 科目コード名称14 | 支払先住所 | 医療機関コード |
| 民間住宅種別 | 金額14 | 支払先方書 | 施設種別 |
| 民間住宅コード | 科目コード15 | 金融機関コード | 施設コード |
| 住宅管理番号 | 科目コード名称15 | 銀行名称 | 介護事業者コード |
| 被保険者番号 | 金額15 | 本店コード | 学校種別 |
| 連番 | 科目コード16 | 支店名称 | 学校コード |
| 金額計 | 科目コード名称16 | 口座種別 | 業者種別 |
| 居室基準 | 金額16 | 口座種別名称 | 業者コード |
| 住宅家賃 | 科目コード17 | 口座番号 | 施術者コード |
| 教育基準 | 科目コード名称17 | 口座名義人カナ | 民間住宅種別 |
| 科目コード1 | 金額17 | 口座名義人 | 民間住宅コード |
| 科目コード名称1 | 科目コード18 | 年度区分 | 住宅管理番号 |
| 金額1 | 科目コード名称18 | 年度区分名称 | 被保険者番号 |
| 科目コード2 | 金額18 | 納付書区分 | 地区担当職員番号 |
| 科目コード名称2 | 科目コード19 | 納付書区分名称 | 民生委員番号 |
| 金額2 | 科目コード名称19 | 学年コード | 口座管理番号 |
| 科目コード3 | 金額19 | 学年コード名称 | 費用区分 |
| 科目コード名称3 | 科目コード20 | 学年コード他名称 | 費用区分名称 |
| 金額3 | 科目コード名称20 | 削除フラグ | 地区コード |
| 科目コード4 | 金額20 | 更新年月日 | 地区コード名称 |
| 科目コード名称4 | 科目コード21 | 更新時刻 | 保護人数 |
| 金額4 | 科目コード名称21 | 更新者職員番号 | 支給年月日 |
| 科目コード5 | 金額21 | □座明細組戻 | 決定年月日 |
| 科目コード名称5 | 科目コード22 | 事業コード | 処理年月日 |
| 金額5 | 科目コード名称22 | 福祉事務所コード | 戻入データ区分 |
| 科目コード6 | 金額22 | 管轄コード | 年度区分 |
| 科目コード名称6 | 科目コード23 | 管轄コード名称 | 年度区分名称 |
| 金額6 | 科目コード名称23 | 事業管理番号 | 納付書区分 |
| 科目コード7 | 金額23 | ケース番号 | 納付書区分名称 |
| 科目コード名称7 | 科目コード24 | 年月分 | 支払前後区分 |
| 金額7 | 科目コード名称24 | 支払区分 | 支払前後区分名称 |
| 科目コード8 | 金額24 | 支払区分名称 | 一月フラグ |
| 科目コード名称8 | 地区担当職員番号 | 員番号 | 代理納付区分 |
| 金額8 | 地区担当名称 | 連番 | 代理納付区分名称 |
| 科目コード9 | 民生委員番号 | 個人番号 | 口座区分 |
| 科目コード名称9 | 民生委員名称 | 追給支払方法 | 削除指示 |
| 金額9 | 費用区分 | 追給支払方法名称 | 口座エラーフラグ |
| 科目コード10 | 費用区分名称 | 別送区分 | 削除フラグ |
| 科目コード名称10 | 地区コード | 別送区分名称 | 更新年月日 |
| 金額10 | 地区コード名称 | 居室支払方法 | 更新時刻 |
| 科目コード11 | 保護人数 | 居室支払方法名称 | 更新者職員番号 |
| 科目コード名称11 | 世帯主氏名カナ | 経理科目コード | □座明細累積 |
| 金額11 | 世帯主氏名 | 経理科目コード名称 | 事業コード |
| 科目コード12 | 被保護者氏名カナ | 金額 | 福祉事務所コード |

| | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 管轄コード | 年度区分 | 連番 | 科目コード16 |
| 管轄コード名称 | 年度区分名称 | 金額計 | 科目コード名称16 |
| 事業管理番号 | 納付書区分 | 居宅基準 | 金額16 |
| ケース番号 | 納付書区分名称 | 住宅家賃 | 科目コード17 |
| 年月分 | 支払前後区分 | 教育基準 | 科目コード名称17 |
| 支払区分 | 支払前後区分名称 | 科目コード1 | 金額17 |
| 支払区分名称 | 一月フラグ | 科目コード名称1 | 科目コード18 |
| 員番号 | 代理納付区分 | 金額1 | 科目コード名称18 |
| 連番 | 代理納付区分名称 | 科目コード2 | 金額18 |
| 個人番号 | 口座区分 | 科目コード名称2 | 科目コード19 |
| 追給支払方法 | 削除指示 | 金額2 | 科目コード名称19 |
| 追給支払方法名称 | 口座エラーフラグ | 科目コード3 | 金額19 |
| 別送区分 | 削除フラグ | 科目コード名称3 | 科目コード20 |
| 別送区分名称 | 更新年月日 | 金額3 | 科目コード名称20 |
| 居宅支払方法 | 更新時刻 | 科目コード4 | 金額20 |
| 居宅支払方法名称 | 更新者職員番号 | 科目コード名称4 | 科目コード21 |
| 経理科目コード | 支給明細 | 金額4 | 科目コード名称21 |
| 経理科目コード名称 | 事業コード | 科目コード5 | 金額21 |
| 金額 | 福祉事務所コード | 科目コード名称5 | 科目コード22 |
| 件数 | 管轄コード | 金額5 | 科目コード名称22 |
| 金現区分 | 管轄コード名称 | 科目コード6 | 金額22 |
| 金現区分名称 | 事業管理番号 | 科目コード名称6 | 科目コード23 |
| 一時扶助区分 | 年度 | 金額6 | 科目コード名称23 |
| 一時扶助区分名称 | 年月分 | 科目コード7 | 金額23 |
| 医療機関種別 | 支給年月日 | 科目コード名称7 | 科目コード24 |
| 医療機関コード | 支払区分 | 金額7 | 科目コード名称24 |
| 施設種別 | 支払区分名称 | 科目コード8 | 金額24 |
| 施設コード | 別送区分 | 科目コード名称8 | 地区担当職員番号 |
| 介護事業者コード | 別送区分名称 | 金額8 | 地区担当名称 |
| 学校種別 | 居宅支払方法 | 科目コード9 | 民生委員番号 |
| 学校コード | 居宅支払方法名称 | 科目コード名称9 | 民生委員名称 |
| 業者種別 | 金現区分 | 金額9 | 費用区分 |
| 業者コード | 金現区分名称 | 科目コード10 | 費用区分名称 |
| 施術者コード | ケース番号 | 科目コード名称10 | 地区コード |
| 民間住宅種別 | 個人番号 | 金額10 | 地区コード名称 |
| 民間住宅コード | 員番号 | 科目コード11 | 保護人数 |
| 住宅管理番号 | 医療機関種別 | 科目コード名称11 | 世帯主氏名カナ |
| 被保険者番号 | 医療機関コード | 金額11 | 世帯主氏名 |
| 地区担当職員番号 | 施設種別 | 科目コード12 | 被保護者氏名カナ |
| 民生委員番号 | 施設コード | 科目コード名称12 | 被保護者氏名 |
| 口座管理番号 | 介護事業者コード | 金額12 | 被保護者郵便番号 |
| 費用区分 | 学校種別 | 科目コード13 | 被保護者住所 |
| 費用区分名称 | 学校コード | 科目コード名称13 | 被保護者方書 |
| 地区コード | 業者種別 | 金額13 | 支払先名称 |
| 地区コード名称 | 業者コード | 科目コード14 | 支払先郵便番号 |
| 保護人数 | 施術者コード | 科目コード名称14 | 支払先住所 |
| 支給年月日 | 民間住宅種別 | 金額14 | 支払先方書 |
| 決定年月日 | 民間住宅コード | 科目コード15 | 金融機関コード |
| 処理年月日 | 住宅管理番号 | 科目コード名称15 | 銀行名称 |
| 戻入データ区分 | 被保険者番号 | 金額15 | 本支店コード |

| | | | |
|-----------|------------|-----------|----------|
| 支店名称 | 実施年月日 | 住宅費金額 | 別送区分 |
| 口座種別 | 支給額 | 住宅費件数 | 別送区分名称 |
| 口座種別名称 | 支給件数 | 教育費金額 | 居室支払方法 |
| 口座番号 | 支払区分 | 教育費件数 | 居室支払方法名称 |
| 口座名義人カナ | 支払区分名称 | 経理科目コード | 医療機関種別 |
| 口座名義人 | 医療機関種別 | 経理科目コード名称 | 医療機関コード |
| 年度区分 | 医療機関コード | 金額 | 施設種別 |
| 年度区分名称 | 学校区分 | 件数 | 施設コード |
| 納付書区分 | 学校コード | 支払区分 | 介護事業者コード |
| 納付書区分名称 | 施設種別 | 支払区分名称 | 学校種別 |
| 削除フラグ | 施設コード | 医療機関種別 | 学校コード |
| 更新年月日 | 介護事業者番号 | 医療機関コード | 業者種別 |
| 更新時刻 | 業者種別 | 学校区分 | 業者コード |
| 更新者職員番号 | 業者コード | 学校コード | 施術者コード |
| 施設入所者 | 施術者コード | 施設種別 | 民間住宅種別 |
| 事業コード | 未払額 | 施設コード | 民間住宅コード |
| 福祉事務所コード | 未払件数 | 介護事業者番号 | 住宅管理番号 |
| 管轄コード | 未払支払区分 | 業者種別 | 被保険者番号 |
| 管轄コード名称 | 未払支払区分名称 | 業者コード | 地区担当職員番号 |
| 事業管理番号 | 医療機関種別 未戻 | 施術者コード | 民生委員番号 |
| 年月分 | 医療機関コード 未戻 | 員番号 | 口座管理番号 |
| 施設種別 | 学校区分 未戻 | 削除フラグ | 費用区分 |
| 施設コード | 学校コード 未戻 | 更新年月日 | 費用区分名称 |
| 決定区分 | 施設種別 未戻 | 更新時刻 | 地区コード |
| 決定区分名称 | 施設コード 未戻 | 更新者職員番号 | 地区コード名称 |
| ケース番号 | 介護事業者番号 未戻 | 戻入明細累積 | 保護人数 |
| 員番号 | 業者種別 未戻 | 事業コード | 支給年月日 |
| 個人番号 | 業者コード 未戻 | 福祉事務所コード | 決定年月日 |
| 決定年月日 | 施術者コード 未戻 | 管轄コード | 処理年月日 |
| 理由区分 | 削除フラグ | 管轄コード名称 | 戻入データ区分 |
| 理由区分名称 | 更新年月日 | 事業管理番号 | 年度区分 |
| 件数 | 更新時刻 | ケース番号 | 年度区分名称 |
| 施設事務費 | 更新者職員番号 | 年月分 | 納付書区分 |
| 削除フラグ | 未払戻入 | 通知書番号 | 納付書区分名称 |
| 更新年月日 | 事業コード | 連番 | 支払前後区分 |
| 更新時刻 | 福祉事務所コード | 経理科目コード | 支払前後区分名称 |
| 更新者職員番号 | 管轄コード | 経理科目コード名称 | 代理納付区分 |
| 未払支給 | 管轄コード名称 | 元金額 | 代理納付区分名称 |
| 事業コード | 事業管理番号 | 金額 | 支給額 |
| 福祉事務所コード | ケース番号 | 件数 | 振込払い |
| 管轄コード | 連番 | 金現区分 | 窓口払い |
| 管轄コード名称 | 個人番号 | 金現区分名称 | 更新対象フラグ |
| 事業管理番号 | 支給年月日 | 一時扶助区分 | 一月フラグ |
| ケース番号 | 戻入年度 | 一時扶助区分名称 | 完納フラグ |
| 員番号 | 戻入年度名称 | 支払区分 | 口座区分 |
| 経理科目コード | 支払状態 | 支払区分名称 | 債権化対象フラグ |
| 経理科目コード名称 | 支払状態名称 | 員番号 | 削除フラグ |
| 連番 | 一月フラグ | 個人番号 | 更新年月日 |
| 個人番号 | 生活費金額 | 追給支払方法 | 更新時刻 |
| 支給年月日 | 生活費件数 | 追給支払方法名称 | 更新者職員番号 |

| | | | |
|------------|-----------|-----------|----------|
| 介護本人支払額変更 | 更新年月日 | 削除フラグ | 更新年月日 |
| 事業コード | 更新時刻 | 更新年月日 | 更新時刻 |
| 福祉事務所コード | 更新者職員番号 | 更新時刻 | 更新者職員番号 |
| 管轄コード | 医療本人支払額累積 | 更新者職員番号 | 支給明細累積 |
| 管轄コード名称 | 事業コード | 経理状況 | 事業コード |
| 事業管理番号 | 福祉事務所コード | 事業コード | 福祉事務所コード |
| ケース番号 | 管轄コード | 福祉事務所コード | 管轄コード |
| 員番号 | 管轄コード名称 | 経理科目コード | 管轄コード名称 |
| 介護事業者コード | 事業管理番号 | 経理科目名称 | 事業管理番号 |
| 前3月介護本人支払額 | ケース番号 | 当期累計 支払件数 | 年度 |
| 前々月介護本人支払額 | 員番号 | 当期累計 支払枚数 | 年月分 |
| 前月介護本人支払額 | 決定年月日 | 当期累計 支払額 | 支給年月日 |
| 当月介護本人支払額 | 医療本人支払額 | 当期累計 戻入件数 | 支払区分 |
| 翌月介護本人支払額 | PKG予備01 | 当期累計 戻入額 | 支払区分名称 |
| PKG予備01 | PKG予備02 | 当期当月 支払件数 | 別送区分 |
| PKG予備02 | PKG予備03 | 当期当月 支払枚数 | 別送区分名称 |
| PKG予備03 | PKG予備04 | 当期当月 支払額 | 居室支払方法 |
| PKG予備04 | PKG予備05 | 当期当月 戻入件数 | 居室支払方法名称 |
| PKG予備05 | 予備01 | 当期当月 戻入額 | 金現区分 |
| 予備01 | 予備02 | 当期翌月 支払件数 | 金現区分名称 |
| 予備02 | 予備03 | 当期翌月 支払枚数 | ケース番号 |
| 予備03 | 予備04 | 当期翌月 支払額 | 個人番号 |
| 予備04 | 予備05 | 当期翌月 戻入件数 | 員番号 |
| 予備05 | 削除フラグ | 当期翌月 戻入額 | 医療機関種別 |
| 削除フラグ | 更新年月日 | 翌期累計 支払件数 | 医療機関コード |
| 更新年月日 | 更新時刻 | 翌期累計 支払枚数 | 施設種別 |
| 更新時刻 | 更新者職員番号 | 翌期累計 支払額 | 施設コード |
| 更新者職員番号 | 開廃累積 | 翌期累計 戻入件数 | 介護事業者コード |
| 介護本人支払額累積 | 事業コード | 翌期累計 戻入額 | 学校種別 |
| 事業コード | 福祉事務所コード | 翌期当月 支払件数 | 学校コード |
| 福祉事務所コード | 管轄コード | 翌期当月 支払枚数 | 業者種別 |
| 管轄コード | 管轄コード名称 | 翌期当月 支払額 | 業者コード |
| 管轄コード名称 | 事業管理番号 | 翌期当月 戻入件数 | 施術者コード |
| 事業管理番号 | ケース番号 | 翌期当月 戻入額 | 民間住宅種別 |
| ケース番号 | 員番号 | 翌期翌月 支払件数 | 民間住宅コード |
| 員番号 | 決定年月日 | 翌期翌月 支払枚数 | 住宅管理番号 |
| 決定年月日 | 個人番号 | 翌期翌月 支払額 | 被保険者番号 |
| 介護事業者コード | 処理内容 | 翌期翌月 戻入件数 | 連番 |
| 介護本人支払額 | 処理内容名称 | 翌期翌月 戻入額 | 金額計 |
| PKG予備01 | 更新年月 | PKG予備01 | 居室基準 |
| PKG予備02 | PKG予備01 | PKG予備02 | 住宅家賃 |
| PKG予備03 | PKG予備02 | PKG予備03 | 教育基準 |
| PKG予備04 | PKG予備03 | PKG予備04 | 科目コード |
| PKG予備05 | PKG予備04 | PKG予備05 | 科目コード名称 |
| 予備01 | PKG予備05 | 予備01 | 金額 |
| 予備02 | 予備01 | 予備02 | 地区担当職員番号 |
| 予備03 | 予備02 | 予備03 | 地区担当名称 |
| 予備04 | 予備03 | 予備04 | 民生委員番号 |
| 予備05 | 予備04 | 予備05 | 民生委員名称 |
| 削除フラグ | 予備05 | 削除フラグ | 費用区分 |

| | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 費用区分名称 | ケース番号 | 職員番号 | 支給年月日 |
| 地区コード | 個人番号 | 次月追給明細累積 | 決定年月日 |
| 地区コード名称 | 員番号 | 事業コード | 処理年月日 |
| 保護人数 | 医療機関種別 | 福祉事務所コード | 戻入データ区分 |
| 世帯主氏名カナ | 医療機関コード | 管轄コード | 年度区分 |
| 世帯主氏名 | 施設種別 | 管轄コード名称 | 年度区分名称 |
| 被保護者氏名カナ | 施設コード | 事業管理番号 | 納付書区分 |
| 被保護者氏名 | 介護事業者コード | ケース番号 | 納付書区分名称 |
| 被保護者郵便番号 | 学校種別 | 年月分 | 支払前後区分 |
| 被保護者住所 | 学校コード | 支払区分 | 支払前後区分名称 |
| 被保護者方書 | 業者種別 | 支払区分名称 | 一月フラグ |
| 支払先名称 | 業者コード | 員番号 | 代理納付区分 |
| 支払先郵便番号 | 施術者コード | 連番 | 代理納付区分名称 |
| 支払先住所 | 民間住宅種別 | 個人番号 | 口座区分 |
| 支払先方書 | 民間住宅コード | 追給支払方法 | PKG予備01 |
| 年度区分 | 住宅管理番号 | 追給支払方法名称 | PKG予備02 |
| 年度区分名称 | 被保険者番号 | 別送区分 | PKG予備03 |
| 納付書区分 | 連番 | 別送区分名称 | PKG予備04 |
| 納付書区分名称 | 金額計 | 居宅支払方法 | PKG予備05 |
| PKG予備01 | 生活計 | 居宅支払方法名称 | 予備01 |
| PKG予備02 | 住宅計 | 経理科目コード | 予備02 |
| PKG予備03 | 教育計 | 経理科目コード名称 | 予備03 |
| PKG予備04 | 他一時扶助計 | 金額 | 予備04 |
| PKG予備05 | 経理科目コード | 件数 | 予備05 |
| 予備01 | 経理科目コード名称 | 金現区分 | 削除フラグ |
| 予備02 | 支払先名称 | 金現区分名称 | 更新年月日 |
| 予備03 | 決定年月日 | 一時扶助区分 | 更新時刻 |
| 予備04 | 処理年月日 | 一時扶助区分名称 | 更新者職員番号 |
| 予備05 | 戻入データ区分 | 医療機関種別 | 障害加算累積 |
| 削除フラグ | 年度区分 | 医療機関コード | 事業コード |
| 更新年月日 | 年度区分名称 | 施設種別 | 福祉事務所コード |
| 更新時刻 | 納付書区分 | 施設コード | 管轄コード |
| 更新者職員番号 | 納付書区分名称 | 介護事業者コード | 管轄コード名称 |
| 支給履歴 | 支払前後区分 | 学校種別 | 事業管理番号 |
| 事業コード | 支払前後区分名称 | 学校コード | ケース番号 |
| 福祉事務所コード | 一月フラグ | 業者種別 | 員番号 |
| 管轄コード | PKG予備01 | 業者コード | 決定年月日 |
| 管轄コード名称 | PKG予備02 | 施術者コード | 加算コード |
| 事業管理番号 | PKG予備03 | 民間住宅種別 | 加算コード名称 |
| 年度 | PKG予備04 | 民間住宅コード | PKG予備01 |
| 年月分 | PKG予備05 | 住宅管理番号 | PKG予備02 |
| 支給年月日 | 予備01 | 被保険者番号 | PKG予備03 |
| 支払区分 | 予備02 | 地区担当職員番号 | PKG予備04 |
| 支払区分名称 | 予備03 | 民生委員番号 | PKG予備05 |
| 別送区分 | 予備04 | 口座管理番号 | 予備01 |
| 別送区分名称 | 予備05 | 費用区分 | 予備02 |
| 居宅支払方法 | 削除フラグ | 費用区分名称 | 予備03 |
| 居宅支払方法名称 | 更新年月日 | 地区コード | 予備04 |
| 金現区分 | 更新時刻 | 地区コード名称 | 予備05 |
| 金現区分名称 | 更新者職員番号 | 保護人数 | 削除フラグ |

| | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| 更新年月日 | 地区コード名称 | 予備05 | 費用区分名称 |
| 更新時刻 | 保護人数 | 削除フラグ | 地区コード |
| 更新者職員番号 | 支給年月日 | 更新年月日 | 地区コード名称 |
| 追給明細累積 | 決定年月日 | 更新時刻 | 保護人数 |
| 事業コード | 処理年月日 | 更新者職員番号 | 支給年月日 |
| 福祉事務所コード | 戻入データ区分 | 定例明細累積 | 決定年月日 |
| 管轄コード | 年度区分 | 事業コード | 処理年月日 |
| 管轄コード名称 | 年度区分名称 | 福祉事務所コード | 戻入データ区分 |
| 事業管理番号 | 納付書区分 | 管轄コード | 年度区分 |
| ケース番号 | 納付書区分名称 | 管轄コード名称 | 年度区分名称 |
| 年月分 | 支払前後区分 | 事業管理番号 | 納付書区分 |
| 支払区分 | 支払前後区分名称 | ケース番号 | 納付書区分名称 |
| 支払区分名称 | 一月フラグ | 年月分 | 支払前後区分 |
| 員番号 | 代理納付区分 | 支払区分 | 支払前後区分名称 |
| 連番 | 代理納付区分名称 | 支払区分名称 | 一月フラグ |
| 個人番号 | 口座区分 | 員番号 | 代理納付区分 |
| 追給支払方法 | PKG予備01 | 連番 | 代理納付区分名称 |
| 追給支払方法名称 | PKG予備02 | 個人番号 | 口座区分 |
| 別送区分 | PKG予備03 | 追給支払方法 | PKG予備01 |
| 別送区分名称 | PKG予備04 | 追給支払方法名称 | PKG予備02 |
| 居宅支払方法 | PKG予備05 | 別送区分 | PKG予備03 |
| 居宅支払方法名称 | 予備01 | 別送区分名称 | PKG予備04 |
| 経理科目コード | 予備02 | 居宅支払方法 | PKG予備05 |
| 経理科目コード名称 | 予備03 | 居宅支払方法名称 | 予備01 |
| 金額 | 予備04 | 経理科目コード | 予備02 |
| 件数 | 予備05 | 経理科目コード名称 | 予備03 |
| 金現区分 | 削除フラグ | 金額 | 予備04 |
| 金現区分名称 | 更新年月日 | 件数 | 予備05 |
| 一時扶助区分 | 更新時刻 | 金現区分 | 削除フラグ |
| 一時扶助区分名称 | 更新者職員番号 | 金現区分名称 | 更新年月日 |
| 医療機関種別 | 単併給累積 | 一時扶助区分 | 更新時刻 |
| 医療機関コード | 事業コード | 一時扶助区分名称 | 更新者職員番号 |
| 施設種別 | 福祉事務所コード | 医療機関種別 | 費用区分累積 |
| 施設コード | 管轄コード | 医療機関コード | 事業コード |
| 介護事業者コード | 管轄コード名称 | 施設種別 | 福祉事務所コード |
| 学校種別 | 事業管理番号 | 施設コード | 管轄コード |
| 学校コード | ケース番号 | 介護事業者コード | 管轄コード名称 |
| 業者種別 | 員番号 | 学校種別 | 事業管理番号 |
| 業者コード | 決定年月日 | 学校コード | ケース番号 |
| 施術者コード | 単併給区分 | 業者種別 | 員番号 |
| 民間住宅種別 | 単併給区分名称 | 業者コード | 決定年月日 |
| 民間住宅コード | PKG予備01 | 施術者コード | 費用区分 |
| 住宅管理番号 | PKG予備02 | 民間住宅種別 | 費用区分名称 |
| 被保険者番号 | PKG予備03 | 民間住宅コード | PKG予備01 |
| 地区担当職員番号 | PKG予備04 | 住宅管理番号 | PKG予備02 |
| 民生委員番号 | PKG予備05 | 被保険者番号 | PKG予備03 |
| 口座管理番号 | 予備01 | 地区担当職員番号 | PKG予備04 |
| 費用区分 | 予備02 | 民生委員番号 | PKG予備05 |
| 費用区分名称 | 予備03 | 口座管理番号 | 予備01 |
| 地区コード | 予備04 | 費用区分 | 予備02 |

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 予備03 | 処理内容名称 | 民生委員番号 | 職業コード名称 |
| 予備04 | 障害加算フラグ | 地区担当員番号 | 学年コード |
| 予備05 | 加算コード | 口座管理番号 | 学年コード名称 |
| 削除フラグ | 加算コード名称 | 定例支払方法 | 施設種別 |
| 更新年月日 | 費用区分フラグ | 定例支払方法名称 | 施設コード |
| 更新時刻 | 費用区分 | 労働力類型 | 学校種別 |
| 更新者職員番号 | 費用区分名称 | 労働力類型名称 | 学校コード |
| 扶助別内訳 | 単併給区分フラグ | 異動コード | 医療機関種別 |
| 事業コード | 単併給区分 | 異動名称 | 医療機関コード |
| 福祉事務所コード | 単併給区分名称 | PKG予備01 | 級地 |
| 年度区分 | 最終決定年月日 | PKG予備02 | 級地名称 |
| 年度区分名称 | 個人番号 | PKG予備03 | 冬季加算区 |
| 支払区分 | 続柄 | PKG予備04 | 冬季加算区名称 |
| 支払区分名称 | 続柄コード名称 | PKG予備05 | ケース格付 |
| 別送区分 | 開始年月日 | 予備01 | ケース格付名称 |
| 別送区分名称 | 廃止年月日 | 予備02 | 世帯類型 |
| 居宅支払方法 | 生活扶助フラグ | 予備03 | 世帯類型名称 |
| 居宅支払方法名称 | 住宅扶助フラグ | 予備04 | 扶助の種類 |
| 経理科目コード | 教育扶助フラグ | 予備05 | 扶助の種類名称 |
| 経理科目名称 | 介護扶助フラグ | 削除フラグ | 地区コード |
| 支払件数 | 医療扶助フラグ | 更新年月日 | 地区コード名称 |
| 支払枚数 | 出産扶助フラグ | 更新時刻 | 民生委員番号 |
| 支払額 | 生業扶助フラグ | 更新者職員番号 | 地区担当員番号 |
| 戻入件数 | 葬祭扶助フラグ | 保護履歴 | 口座管理番号 |
| 戻入額 | 住宅種別 | 事業コード | 定例支払方法 |
| PKG予備01 | 住宅種別名称 | 福祉事務所コード | 定例支払方法名称 |
| PKG予備02 | 住宅実費額 | 管轄コード | 労働力類型 |
| PKG予備03 | 住宅認定額 | 管轄コード名称 | 労働力類型名称 |
| PKG予備04 | 職業コード | 事業管理番号 | 費用区分 |
| PKG予備05 | 職業コード名称 | ケース番号 | 費用区分名称 |
| 予備01 | 学年コード | 員番号 | PKG予備01 |
| 予備02 | 学年コード名称 | 最終決定年月日 | PKG予備02 |
| 予備03 | 施設種別 | 個人番号 | PKG予備03 |
| 予備04 | 施設コード | 続柄 | PKG予備04 |
| 予備05 | 学校種別 | 続柄コード名称 | PKG予備05 |
| 削除フラグ | 学校コード | 開始年月日 | 予備01 |
| 更新年月日 | 医療機関種別 | 廃止年月日 | 予備02 |
| 更新時刻 | 医療機関コード | 生活扶助フラグ | 予備03 |
| 更新者職員番号 | 級地 | 住宅扶助フラグ | 予備04 |
| 保護変更 | 級地名称 | 教育扶助フラグ | 予備05 |
| 事業コード | 冬季加算区 | 介護扶助フラグ | 削除フラグ |
| 福祉事務所コード | 冬季加算区名称 | 医療扶助フラグ | 更新年月日 |
| 管轄コード | ケース格付 | 出産扶助フラグ | 更新時刻 |
| 管轄コード名称 | ケース格付名称 | 生業扶助フラグ | 更新者職員番号 |
| 事業管理番号 | 世帯類型 | 葬祭扶助フラグ | 委任取消 |
| ケース番号 | 世帯類型名称 | 住宅種別 | 事業コード |
| 員番号 | 扶助の種類 | 住宅種別名称 | 福祉事務所コード |
| 決定年月日 | 扶助の種類名称 | 住宅実費額 | 管轄コード |
| 処理内容フラグ | 地区コード | 住宅認定額 | 管轄コード名称 |
| 処理内容 | 地区コード名称 | 職業コード | 事業管理番号 |

| |
|-------------|
| ケース番号 |
| 員番号 |
| 被保険者番号 |
| 保険料額 |
| 公費負担者番号 |
| 担当者コード |
| 担当者名 |
| 係番号 |
| 職員番号 |
| 個人番号 |
| 取消指示 |
| 予備01 |
| 予備02 |
| 予備03 |
| 予備04 |
| 予備05 |
| 削除フラグ |
| 更新年月日 |
| 更新時刻 |
| 更新者職員番号 |
| 連携情報 |
| 個人番号 |
| 団体内統合宛名番号 |
| 情報提供用個人識別符号 |
| 情報提供等記録 |
| 氏名 |
| 住所 |
| 性別 |
| 生年月日 |

医療

| | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 意見書情報 | 管轄コード | 予備4 | 中断年月 |
| 事業コード | 管轄コード名称 | 予備5 | 備考フラグ |
| 福祉事務所コード | 事業管理番号 | 削除フラグ | 備考 |
| 管轄コード | ケース番号 | 更新年月日 | 医療本人支払額 |
| 管轄コード名称 | 員番号 | 更新時刻 | 関連発券番号 |
| 事業管理番号 | 交付番号 | 更新者職員番号 | 医療往診フラグ |
| ケース番号 | 意見書コード | 医療継続情報 | 意見書間隔 |
| 員番号 | 意見書名称 | 事業コード | 取扱担当職員番号 |
| 個人番号 | 疾患名コード | 福祉事務所コード | 病類コード |
| 交付番号 | 疾患名称 | 管轄コード | 病類名称 |
| 意見書コード | 初診年月日 | 管轄コード名称 | 個人番号 |
| 意見書名称 | PKG予備1 | 事業管理番号 | 受給者番号 |
| 発行区分コード | PKG予備2 | ケース番号 | 受理番号 |
| 発行区分名称 | PKG予備3 | 員番号 | 受理番号 非指定 |
| 医療機関種別 | PKG予備4 | 医療区分コード | 最終発券年月 |
| 医療機関コード | PKG予備5 | 医療区分名称 | 医療券情報 |
| 業者種別 | 予備1 | 単独併用別コード | 事業コード |
| 業者コード | 予備2 | 単独併用別名称 | 福祉事務所コード |
| 同年月日 | 予備3 | 医療機関種別 | 管轄コード |
| 受理年月日 | 予備4 | 医療機関コード | 管轄コード名称 |
| 要否コード | 予備5 | 処方医療機関種別 | 事業管理番号 |
| 要否名称 | 削除フラグ | 処方医療機関コード | ケース番号 |
| 地区担当職員番号 | 更新年月日 | 開始年月 | 員番号 |
| 地区担当職員名 | 更新時刻 | 履歴番号 | 個人番号 |
| 取扱担当職員番号 | 更新者職員番号 | 開始年月日 | 医療区分コード |
| 取扱担当職員名 | 意見書囑託医情報 | 要否同年月 | 医療区分名称 |
| 単併給区分コード | 事業コード | 廃止年月日 | 単独併用別コード |
| 単併給区分名称 | 福祉事務所コード | 入院理由コード | 単独併用別名称 |
| 発行年月日 | 管轄コード | 入院理由名称 | 医療機関種別 |
| 発行年度 | 管轄コード名称 | 退院理由コード | 医療機関コード |
| PKG予備1 | 事業管理番号 | 退院理由名称 | 開始年月 |
| PKG予備2 | ケース番号 | 転帰年月日 | 履歴番号 |
| PKG予備3 | 員番号 | 転帰区分コード | 診療年月 |
| PKG予備4 | 交付番号 | 転帰区分名称 | 診療年度 |
| PKG予備5 | 意見書コード | PKG予備1 | 有効期間始期 |
| 予備1 | 意見書名称 | PKG予備2 | 有効期間終期 |
| 予備2 | 履歴番号 | PKG予備3 | 地区担当職員番号 |
| 予備3 | 審査年月日 | PKG予備4 | 地区担当職員名 |
| 予備4 | 要否コード | PKG予備5 | 取扱担当職員番号 |
| 予備5 | 要否名称 | 予備1 | 取扱担当職員名 |
| 削除フラグ | 承認開始年月日 | 予備2 | 受給者番号 |
| 更新年月日 | 承認終了年月日 | 予備3 | 交付番号 |
| 更新時刻 | PKG予備1 | 予備4 | 医療本人支払額 |
| 更新者職員番号 | PKG予備2 | 予備5 | 単併給区分コード |
| 受理番号 | PKG予備3 | 削除フラグ | 単併給区分名称 |
| 備考 | PKG予備4 | 更新年月日 | 費用区分コード |
| 施術者コード | PKG予備5 | 更新時刻 | 費用区分名称 |
| 意見書疾病情報 | 予備1 | 更新者職員番号 | 病類コード |
| 事業コード | 予備2 | 長期入院フラグ | 病類名称 |
| 福祉事務所コード | 予備3 | 訪問看護フラグ | 後保コード |

| | | | |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 後保名称 | 他法種別名称 | 他法種別有無コード | 有効期間終期 |
| 発行年月日 | 他法種別履歴番号 | 他法種別有無名称 | 地区担当職員番号 |
| 定例選択コード | 削除フラグ | 業者種別 | 地区担当職員名 |
| 定例選択名称 | 更新年月日 | 業者コード | 取扱担当職員番号 |
| 発券枚数 | 更新時刻 | 開始年月 | 取扱担当職員名 |
| PKG予備1 | 更新者職員番号 | 履歴番号 | 交付番号 |
| PKG予備2 | 医療券他法情報 | 開始年月日 | 医療本人支払額 |
| PKG予備3 | 事業コード | 要否何年月 | 単併給区分コード |
| PKG予備4 | 福祉事務所コード | 廃止年月日 | 単併給区分名称 |
| PKG予備5 | 管轄コード | PKG予備1 | 費用区分コード |
| 予備1 | 管轄コード名称 | PKG予備2 | 費用区分名称 |
| 予備2 | 事業管理番号 | PKG予備3 | 病類コード |
| 予備3 | ケース番号 | PKG予備4 | 病類名称 |
| 予備4 | 員番号 | PKG予備5 | 後保コード |
| 予備5 | 医療区分コード | 予備1 | 後保名称 |
| 削除フラグ | 医療区分名称 | 予備2 | 発行年月日 |
| 更新年月日 | 単独併用別コード | 予備3 | 定例選択コード |
| 更新時刻 | 単独併用別名称 | 予備4 | 定例選択名称 |
| 更新者職員番号 | 医療機関種別 | 予備5 | 発券枚数 |
| 長期入院フラグ | 医療機関コード | 削除フラグ | PKG予備1 |
| 訪問看護フラグ | 開始年月 | 更新年月日 | PKG予備2 |
| 返券枚数 | 履歴番号 | 更新時刻 | PKG予備3 |
| 発券場所区分 | 診療年月 | 更新者職員番号 | PKG予備4 |
| 受理番号 | 他法種別コード | 中断年月 | PKG予備5 |
| 受理番号 非指定 | 他法種別名称 | 受理番号 | 予備1 |
| 備考フラグ | 他法種別履歴番号 | 備考 | 予備2 |
| 関連発券番号 | PKG予備1 | 医療本人支払額 | 予備3 |
| 非指定医療機関フラグ | PKG予備2 | 取扱担当職員番号 | 予備4 |
| 取込済フラグ | PKG予備3 | 施術者コード | 予備5 |
| 医療往診フラグ | PKG予備4 | 個人番号 | 削除フラグ |
| 処方医療機関種別 | PKG予備5 | 給付券情報 | 更新年月日 |
| 処方医療機関コード | 予備1 | 事業コード | 更新時刻 |
| 厚生局コード | 予備2 | 福祉事務所コード | 更新者職員番号 |
| 医療継続他法 | 予備3 | 管轄コード | 返券枚数 |
| 事業コード | 予備4 | 管轄コード名称 | 発券場所区分 |
| 福祉事務所コード | 予備5 | 事業管理番号 | 受理番号 |
| 管轄コード | 削除フラグ | ケース番号 | 傷病名 |
| 管轄コード名称 | 更新年月日 | 員番号 | 施術者コード |
| 事業管理番号 | 更新時刻 | 個人番号 | 種類金額 |
| ケース番号 | 更新者職員番号 | 施術給付区分コード | 給付券継続他法 |
| 員番号 | 給付継続情報 | 施術給付区分名称 | 事業コード |
| 医療区分コード | 事業コード | 他法種別有無コード | 福祉事務所コード |
| 医療区分名称 | 福祉事務所コード | 他法種別有無名称 | 管轄コード |
| 単独併用別コード | 管轄コード | 業者種別 | 管轄コード名称 |
| 単独併用別名称 | 管轄コード名称 | 業者コード | 事業管理番号 |
| 医療機関種別 | 事業管理番号 | 開始年月 | ケース番号 |
| 医療機関コード | ケース番号 | 履歴番号 | 員番号 |
| 開始年月 | 員番号 | 診療年月 | 施術給付区分コード |
| 履歴番号 | 施術給付区分コード | 診療年度 | 施術給付区分名称 |
| 他法種別コード | 施術給付区分名称 | 有効期間始期 | 他法種別有無コード |

| | | | |
|-----------|-----------|------------|----------|
| 他法種別有無名称 | 更新時刻 | 治療材料名称 | 支給額2 |
| 業者種別 | 更新者職員番号 | 所要額 | 返還区分1 |
| 業者コード | 受理簿情報 | 傷病部位テキスト | 返還区分名称1 |
| 施術者コード | 事業コード | 種類テキスト | 返還区分2 |
| 開始年月 | 福祉事務所コード | 備考 | 返還区分名称2 |
| 履歴番号 | 管轄コード | 係コード | 往診フラグ |
| 他法種別コード | 管轄コード名称 | 地区担当員番号 | 移送区分コード |
| 他法種別名称 | 事業管理番号 | 取扱担当員番号 | 移送区分名称 |
| 他法種別履歴番号 | ケース番号 | 一時扶助入力不可区分 | 交通機関コード |
| 本人家族区分コード | 員番号 | 削除フラグ | 交通機関名称 |
| 本人家族区分名称 | 個人番号 | 更新年月日 | 市内区分コード |
| 削除フラグ | 受理番号 | 更新時刻 | 市内区分名称 |
| 更新年月日 | 受理簿種別コード | 更新者職員番号 | 通院日数 |
| 更新時刻 | 受理簿種別名称 | 一時扶助 | 備考 |
| 更新者職員番号 | 受理簿作成年月日 | 事業コード | 請求年月日 |
| 給付券他法情報 | 意見書交付番号 | 福祉事務所コード | 金額入力日 |
| 事業コード | 意見書受理年月日 | 管轄コード | 処理状態区分 |
| 福祉事務所コード | 決定年月日 | 管轄コード名称 | 処理状態区分名称 |
| 管轄コード | 決定区分コード | 事業管理番号 | 決定調書番号 |
| 管轄コード名称 | 決定区分コード名称 | ケース番号 | 文書記号番号 |
| 事業管理番号 | 医療機関種別 | 員番号 | リストフラグ |
| ケース番号 | 医療機関コード | 受理番号 | 保留フラグ |
| 員番号 | 業者種別 | 受理簿種別コード | 起案処理区分 |
| 施術給付区分コード | 業者コード | 決定年月日 | 起案処理区分名称 |
| 施術給付区分名称 | 施術者コード | 年月分 | 削除フラグ |
| 他法種別有無コード | 介護機関 | 連番2桁 | 更新年月日 |
| 他法種別有無名称 | 開始年月日 | 経理科目コード1 | 更新時刻 |
| 業者種別 | 終了年月日 | 経理科目コード名称1 | 更新者職員番号 |
| 業者コード | 柔_傷病コード1 | 経理科目コード2 | 本庁発券 |
| 施術者コード | 柔_傷病コード2 | 経理科目コード名称2 | 世帯員番号 |
| 開始年月 | 柔_傷病コード3 | 金現区分 | 公費負担者番号 |
| 履歴番号 | 柔_傷病コード4 | 金現区分名称 | カナ氏名 |
| 診療年月 | 柔_部位名1 | 認定額1 | 患者番号 |
| 他法種別コード | 柔_部位名2 | 前回認定額1 | 患者住所1 |
| 他法種別名称 | 柔_部位名3 | 認定額2 | 患者住所2 |
| 他法種別履歴番号 | 柔_部位名4 | 前回認定額2 | 患者住所3 |
| 本人家族区分コード | 按_傷病1 | 件数 | 生年月日 |
| 本人家族区分名称 | 按_部位1フラグ | 年度 | 性別 |
| PKG予備1 | 按_部位2フラグ | 年度区分 | 医単他別 |
| PKG予備2 | 按_部位3フラグ | 支払先別送区分 | 支払額 |
| PKG予備3 | 按_部位4フラグ | 支払先別送区分名称 | 医療機関コード1 |
| PKG予備4 | 按_部位5フラグ | 医療機関種別 | 医療機関コード2 |
| PKG予備5 | 鍼_傷病1フラグ | 医療機関コード | 機関名 |
| 予備1 | 鍼_傷病2フラグ | 業者種別 | 郵便番号 |
| 予備2 | 鍼_傷病3フラグ | 業者コード | 住所 |
| 予備3 | 鍼_傷病4フラグ | 施術者コード | 券種 |
| 予備4 | 鍼_傷病5フラグ | 施設種別 | 単独併用 |
| 予備5 | 鍼_傷病6フラグ | 施設コード | 保険他法1 |
| 削除フラグ | 治材傷病コード | 介護事業者番号 | 保険他法2 |
| 更新年月日 | 治療材料コード | 支給額1 | 保険他法3 |

| | | | |
|------------|----------|-----------|-------------|
| 保険他法4 | 員番号 | 発券枚数12月 | 場所区分8月 |
| 備考要 | 医療区分コード | 返券枚数12月 | 発券枚数9月 |
| 意見書種 | 単独併用別コード | 場所区分12月 | 返券枚数9月 |
| 交付番号 | 医療機関種別 | 発券枚数1月 | 場所区分9月 |
| 発行西暦 年月 | 医療機関コード | 返券枚数1月 | 発券枚数10月 |
| 意見書要 | 開始年月 | 場所区分1月 | 返券枚数10月 |
| 有効期日開始 | 履歴番号 | 発券枚数2月 | 場所区分10月 |
| 有効期日終了 | 福祉事務所コード | 返券枚数2月 | 発券枚数11月 |
| 老人保険フラグ | 医療券状況 | 場所区分2月 | 返券枚数11月 |
| 作成西暦 年月 | 事業コード | 発券枚数3月 | 場所区分11月 |
| 編集フラグ | 福祉事務所コード | 返券枚数3月 | 発券枚数12月 |
| 調剤券用医療機関CD | 管轄コード | 場所区分3月 | 返券枚数12月 |
| 調剤券用医療機関名 | 管轄コード名称 | 備考フラグ | 場所区分12月 |
| 調剤券用医療機関住所 | 事業管理番号 | 備考 | 発券枚数1月 |
| 介護保険者番号 | ケース番号 | 削除フラグ | 返券枚数1月 |
| 介護被保険者番号 | 員番号 | 更新年月日 | 場所区分1月 |
| 介護要介護度 | 個人番号 | 更新時刻 | 発券枚数2月 |
| 介護有効期間自 | 受給者番号 | 更新者職員番号 | 返券枚数2月 |
| 介護有効期間至 | 医療区分コード | 給付券状況 | 場所区分2月 |
| 介護サービス1 | 医療区分名称 | 事業コード | 発券枚数3月 |
| 介護サービス2 | 単独併用別コード | 福祉事務所コード | 返券枚数3月 |
| 介護サービス3 | 単独併用別名称 | 管轄コード | 場所区分3月 |
| 介護サービス4 | 医療機関種別 | 管轄コード名称 | 備考フラグ |
| 介護サービス5 | 医療機関コード | 事業管理番号 | 備考 |
| 介護サービス6 | 履歴番号 | ケース番号 | 削除フラグ |
| 介護サービス7 | 年度 | 員番号 | 更新年月日 |
| 介護サービス8 | 発券枚数4月 | 個人番号 | 更新時刻 |
| 介護サービス9 | 返券枚数4月 | 施術給付区分コード | 更新者職員番号 |
| 介護サービスA | 場所区分4月 | 施術給付区分名称 | 連携情報 |
| 意見書用CW名 | 発券枚数5月 | 他法種別有無コード | 個人番号 |
| 削除フラグ | 返券枚数5月 | 他法種別有無名称 | 団体内統合宛名番号 |
| 更新年月日 | 場所区分5月 | 業者種別 | 情報提供用個人識別符号 |
| 更新時刻 | 発券枚数6月 | 業者コード | 情報提供等記録 |
| 更新者職員番号 | 返券枚数6月 | 施術者コード | 氏名 |
| 保険他法1CD | 場所区分6月 | 履歴番号 | 住所 |
| 保険他法1名称 | 発券枚数7月 | 年度 | 性別 |
| 保険他法2CD | 返券枚数7月 | 発券枚数4月 | 生年月日 |
| 保険他法2名称 | 場所区分7月 | 返券枚数4月 | |
| 保険他法3CD | 発券枚数8月 | 場所区分4月 | |
| 保険他法3名称 | 返券枚数8月 | 発券枚数5月 | |
| 保険他法4CD | 場所区分8月 | 返券枚数5月 | |
| 保険他法4名称 | 発券枚数9月 | 場所区分5月 | |
| 氏名 | 返券枚数9月 | 発券枚数6月 | |
| 関連発券番号 | 場所区分9月 | 返券枚数6月 | |
| 中断年月 | 発券枚数10月 | 場所区分6月 | |
| 意見書間隔 | 返券枚数10月 | 発券枚数7月 | |
| 機関別 | 場所区分10月 | 返券枚数7月 | |
| 事業コード | 発券枚数11月 | 場所区分7月 | |
| 事業管理番号 | 返券枚数11月 | 発券枚数8月 | |
| ケース番号 | 場所区分11月 | 返券枚数8月 | |

介護

| | | | |
|------------|----------|------------|-----------|
| 異動連絡票 | PKG予備2 | 受理番号 介食費 | 被保険者番号 |
| 事業コード | PKG予備3 | 資格期限対象処理年月 | 要介護状態区分 |
| 年度 | PKG予備4 | 最終発券年月 | 要介護状態区分名称 |
| 事業管理番号 | PKG予備5 | 振分フラグ | 認定有効開始年月日 |
| ケース番号 | 予備1 | 介護券サービス | 認定有効廃止年月日 |
| 員番号 | 予備2 | 事業コード | 個人番号 |
| 履歴番号 | 予備3 | 年度 | 居宅介護事業者 |
| 福祉事務所コード | 予備4 | 履歴番号 | 介護本人支払額 |
| 管轄コード | 予備5 | 事業管理番号 | 地区担当職員番号 |
| 管轄コード名称 | 削除フラグ | ケース番号 | 地区担当職員名 |
| 担当者職員番号 | 更新年月日 | 員番号 | 取扱担当職員番号 |
| 担当者氏名 | 更新時刻 | 介護資格履歴番号 | 取扱担当職員名 |
| 証記載保険者番号 | 更新者職員番号 | 介護扶助番号 | 発行年月日 |
| 被保険者番号 | 介護継続情報 | 介護事業者 | 定例選択コード |
| 異動年月日 | 事業コード | 介護サービス種類 | 定例選択名称 |
| 異動区分コード | 年度 | 介護サービス種類名称 | 発券枚数 |
| 異動区分名称 | 履歴番号 | サービス期間 自 | 返券枚数 |
| 訂正年月日 | 事業管理番号 | サービス年月 | 発券場所区分 |
| 訂正区分コード | ケース番号 | サービス期間 至 | 取込済フラグ |
| 訂正区分名称 | 員番号 | 福祉事務所コード | 備考フラグ |
| 異動事由コード | 介護資格履歴番号 | 管轄コード | 削除フラグ |
| 異動事由名称 | 介護扶助番号 | 管轄コード名称 | 更新年月日 |
| 資格取得年月日 | 介護事業者 | 削除フラグ | 更新時刻 |
| 資格喪失年月日 | 福祉事務所コード | 継続フラグ | 更新者職員番号 |
| みなし区分 | 管轄コード | 更新年月日 | 受理番号 介移送 |
| 要介護状態区分コード | 管轄コード名称 | 更新時刻 | 受理番号 介住診 |
| 要介護状態区分名称 | 個人番号 | 更新者職員番号 | 受理番号 介居住 |
| 有効期間開始年月日 | 受給者番号 | 介護券情報 | 受理番号 介食費 |
| 有効期間終了年月日 | 開始年月日 | 事業コード | 厚生局コード |
| 公費負担上限額減額 | 廃止年月日 | 年度 | 単独併用別コード |
| 計画作成区分コード | 単独併用別コード | 履歴番号 | 単独併用別名称 |
| 計画作成区分名称 | 単独併用別名称 | 事業管理番号 | 介護券状況 |
| 居宅介護事業者番号 | 居宅介護事業者 | ケース番号 | 事業コード |
| 適用開始年月日 | 連名簿発行フラグ | 員番号 | 福祉事務所コード |
| 適用終了年月日 | 介護本人支払額 | 介護資格履歴番号 | 管轄コード |
| 通所支給限度基準額 | 居住費フラグ | 介護扶助番号 | 管轄コード名称 |
| 通所適用開始年月日 | 滞在費フラグ | 介護事業者 | 事業管理番号 |
| 通所適用終了年月日 | 介護往診フラグ | サービス年月 | ケース番号 |
| 入所支給限度基準額 | 介護移送フラグ | サービス年度 | 員番号 |
| 入所適用開始年月日 | 備考フラグ | 福祉事務所コード | 個人番号 |
| 入所適用終了年月日 | 備考 | 管轄コード | 受給者番号 |
| 申請種別コード | 取込済フラグ | 管轄コード名称 | 介護資格履歴番号 |
| 申請種別名称 | 削除フラグ | 公費負担者番号 | 介護扶助番号 |
| 変更申請中区分コード | 取扱担当職員番号 | 受給者番号 | 単独併用別コード |
| 変更申請中区分名称 | 更新年月日 | 保険者番号 | 単独併用別名称 |
| 申請年月日 | 更新時刻 | 交付番号 | 介護事業者 |
| 広域保険者番号 | 更新者職員番号 | 単併給区分コード | 年度 |
| 小規模居宅利用コード | 受理番号 介移送 | 単併給区分名称 | 発券枚数4月 |
| 小規模居宅利用名称 | 受理番号 介住診 | 有効期間始期 | 返券枚数4月 |
| PKG予備1 | 受理番号 介居住 | 有効期間終期 | 場所区分4月 |

| |
|-------------|
| 発券枚数5月 |
| 返券枚数5月 |
| 場所区分5月 |
| 発券枚数6月 |
| 返券枚数6月 |
| 場所区分6月 |
| 発券枚数7月 |
| 返券枚数7月 |
| 場所区分7月 |
| 発券枚数8月 |
| 返券枚数8月 |
| 場所区分8月 |
| 発券枚数9月 |
| 返券枚数9月 |
| 場所区分9月 |
| 発券枚数10月 |
| 返券枚数10月 |
| 場所区分10月 |
| 発券枚数11月 |
| 返券枚数11月 |
| 場所区分11月 |
| 発券枚数12月 |
| 返券枚数12月 |
| 場所区分12月 |
| 発券枚数1月 |
| 返券枚数1月 |
| 場所区分1月 |
| 発券枚数2月 |
| 返券枚数2月 |
| 場所区分2月 |
| 発券枚数3月 |
| 返券枚数3月 |
| 場所区分3月 |
| 備考フラグ |
| 備考 |
| 削除フラグ |
| 更新年月日 |
| 更新時刻 |
| 更新者職員番号 |
| 連携情報 |
| 個人番号 |
| 団体内統合宛名番号 |
| 情報提供用個人識別符号 |
| 情報提供等記録 |
| 氏名 |
| 住所 |
| 性別 |
| 生年月日 |

債権

| | | | |
|------------|------------|--------------|----------|
| 債権基本情報 | 現年度旧収入額 | 削除フラグ | 会計コード |
| 事業コード | 前年度以前収入額合計 | 更新年月日 | 款 |
| 福祉事務所コード | 不納欠損額 | 更新時刻 | 項 |
| 管轄コード | 口座管理番号 | 更新者職員番号 | 目 |
| 管轄コード名称 | 口座開始年月 | 調定情報明細 | 節 |
| 債権番号 | 口座廃止年月 | 事業コード | 付記 |
| 枝番 | 移管年月日 | 福祉事務所コード | 執行年 |
| ケース番号 | 移管前事務所コード | 管轄コード | 執行月 |
| 員番号 | 移管前債権番号 | 管轄コード名称 | 執行日 |
| 医療機関種別 | 移管済フラグ | 債権番号 | 債権番号 |
| 医療機関コード | 分割前事務所コード | 枝番 | 収入金額 |
| 施設種別 | 分割前債権番号 | 調定年度 | 期 |
| 施設コード | 備考 | 年度 | 月 |
| 学校区分 | 確定フラグ | 調定年月 | 更新年月日 |
| 学校コード | 完納フラグ | 月割金額 | 更新時刻 |
| 業者種別 | 削除フラグ | 収入額 | 更新者職員番号 |
| 業者コード | 更新年月日 | 収入年月日 | 振替エラー情報 |
| 介護事業者番号 | 更新時刻 | 収入回数 | 事業コード |
| 施術者番号 | 更新者職員番号 | 納付書サイン | 口座管理番号 |
| 債務者区分 | 調定情報 | 削除フラグ | 口座開始年月 |
| 債務者区分名称 | 事業コード | 更新年月日 | 口座廃止年月 |
| 調定区分 | 福祉事務所コード | 更新時刻 | 交換方法 |
| 調定区分名称 | 管轄コード | 更新者職員番号 | 福祉事務所コード |
| 債権の種類 | 管轄コード名称 | 口振対象者(対象外)情報 | 債権番号 |
| 債権の種類名称 | 債権番号 | 事業コード | 会計年度 |
| 決定年月日 | 枝番 | 口座管理番号 | 期月 |
| 保護廃止年月日 | 調定年度 | 口座開始年月 | 調定額 |
| 本庁管理フラグ | 当初調定額 | 口座廃止年月 | 引落予定金額 |
| 債権決定理由 | 現年度調定額 | 交換方法 | 収入金額 |
| 督促状除外区分 | 最終収入日 | 福祉事務所コード | 収入年月日 |
| 督促状除外区分名称 | 発行簿サイン | 債権番号 | 振替結果コード |
| 債務承認日 | 督促状発行日 | 会計年度 | 債務者カナ氏名 |
| 送付先氏名 | 公示送達日 | 現過フラグ | 債務者漢字氏名 |
| 送付先郵便番号 | 時効援用日 | 期月 | 振替エラー理由 |
| 送付先住所 | 時効区分 | 調定額 | 削除フラグ |
| 送付先住所方書 | 時効区分名称 | 引落予定金額 | 更新年月日 |
| 複数サイン | 削除フラグ | 収入金額 | 更新時刻 |
| 開始年月 | 更新年月日 | 収入年月日 | 更新者職員番号 |
| 返還等請求額 | 更新時刻 | 振替結果コード | 財務会計消込情報 |
| 初回請求額 | 更新者職員番号 | 債務者カナ氏名 | 納付方法 |
| 月割額 | 調定情報年度明細 | 債務者漢字氏名 | 所属コード |
| 最終分割額 | 事業コード | 本庁管理フラグ | 福祉事務所コード |
| 分割回数 | 福祉事務所コード | 削除フラグ | 会計年度 |
| 終了予定年月 | 管轄コード | 更新年月日 | 会計コード |
| 変更月 | 管轄コード名称 | 更新時刻 | 予算科目 款 |
| 変更予定年月 | 債権番号 | 更新者職員番号 | 予算科目 項 |
| 現年度新調定額 | 枝番 | 財務会計入金情報 | 予算科目 目 |
| 現年度旧調定額 | 調定年度 | 納付方法 | 予算科目 節 |
| 前年度以前調定額合計 | 年度 | 所属コード | 予算科目 付記 |
| 現年度新収入額 | 納入通知書サイン | 会計年度 | 収入済日 年 |

| | |
|-----------|-------------|
| 収入済日 月 | 民間住宅コード |
| 収入済日 日 | 金額 |
| 債権番号 | 債権化対象フラグ |
| 枝番 | 削除フラグ |
| 収入金額 | 更新年月日 |
| 期 | 更新時刻 |
| 月 | 更新者職員番号 |
| 消込フラグ | 督促状対象 |
| エラー理由 | 事業コード |
| 移管後事務所コード | 福祉事務所コード |
| 削除フラグ | 債権番号 |
| 更新年月日 | 枝番 |
| 更新時刻 | 本庁管理フラグ |
| 更新者職員番号 | 調定年度 |
| 収入情報 | 調定種別 |
| 事業コード | 更新年月日 |
| 福祉事務所コード | 更新時刻 |
| 管轄コード | 更新者職員番号 |
| 管轄コード名称 | 債権移管先情報 |
| 債権番号 | 事業コード |
| 枝番 | 福祉事務所コード |
| 調定年度 | 管轄コード |
| 納付期月 | 管轄コード名称 |
| 収入年月日 | 債権番号 |
| 費目コード | 枝番 |
| 収入金額 | 移管後事務所コード |
| 費目コード2 | 移管後債権番号 |
| 納付方法 | 振替結果情報 |
| 削除フラグ | 事業コード |
| 更新年月日 | 福祉事務所コード |
| 更新時刻 | 引落銀行番号 |
| 更新者職員番号 | 引落支店番号 |
| 戻入債権化対象 | 預金種目 |
| 事業コード | 口座番号 |
| 福祉事務所コード | 預金者名 |
| 連番 | 引落金額 |
| ケース番号 | 納付書番号 |
| 員番号 | 期月 |
| 個人番号 | 予備01 |
| 医療機関種別 | 振替結果コード |
| 医療機関コード | 連携情報 |
| 施設種別 | 個人番号 |
| 施設コード | 団体内統合宛名番号 |
| 介護事業者コード | 情報提供用個人識別符号 |
| 学校種別 | 情報提供等記録 |
| 学校コード | 氏名 |
| 業者種別 | 住所 |
| 業者コード | 性別 |
| 施術者コード | 生年月日 |
| 民間住宅種別 | |

共通

| | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 他法資格情報 | PKG予備2 | 員番号 | 更新時刻 |
| 事業コード | PKG予備3 | 介護資格履歴番号 | 更新者職員番号 |
| 福祉事務所コード | PKG予備4 | 介護事業者番号 | レセプト請求情報 |
| 管轄コード | PKG予備5 | 介護サービス種類 | 公費負担者番号 |
| 管轄コード名称 | 予備1 | 介護サービス種類名称 | 医療機関コード |
| 事業管理番号 | 予備2 | サービス期間 自 | 受給者番号 |
| ケース番号 | 予備3 | サービス期間 至 | 受診年月 |
| 員番号 | 予備4 | 削除フラグ | レセプト検索番号 |
| 他法種別コード | 予備5 | 更新年月日 | レセプト管理番号 |
| 他法種別名称 | 削除フラグ | 更新時刻 | 基金処理年月 |
| 他法種別履歴番号 | 更新年月日 | 更新者職員番号 | 年齢 |
| 有効期間 自 | 更新時刻 | 印字フラグ | レセプト種別 |
| 有効期間 至 | 更新者職員番号 | 民生委員改選情報 | 氏名 |
| 保険者番号 | 保険者名 | 世帯主個人番号 | 本人支払額 |
| 受給者番号 | 印字フラグ | ケース番号 | カナ氏名 |
| 記号 | 介護資格情報 | 旧民生委員番号 | 単独併用区分 |
| 番号 | 事業コード | 民生委員地区コード | 入院外来区分 |
| 社保得失コード | 福祉事務所コード | 決定年月日 | 保険種別1 |
| 社保得失名称 | 管轄コード | 新民生委員番号 | 保険種別2 |
| 本人家族区分コード | 管轄コード名称 | 委員重複フラグ | 性別 |
| 本人家族区分名称 | 事業管理番号 | 割当不可フラグ | 生年月日 和暦区分 |
| 公費負担者番号 | ケース番号 | 改選済フラグ | 生年月日 |
| 病院医療機関種別 | 員番号 | 更新年月日 | 診療日数 |
| 病院医療機関コード | 介護資格履歴番号 | 更新時刻 | 請求点数 |
| 薬局医療機関種別 | 要介護状態区分 | 更新者職員番号 | レセプト医療機関名 |
| 薬局医療機関コード | 要介護状態区分名称 | 国保連請求情報 | 受診年月元号付 |
| 病院医療機関種別2 | 生保負担割合 | 国保連請求区分 | 受診年月西暦 |
| 病院医療機関コード2 | 介護被保険者番号 | 生保支援 | 余白 001 |
| 薬局医療機関種別2 | 保険者番号 | 連番 | 再審査取り込み年月 |
| 薬局医療機関コード2 | 保険者名称 | 京都市処理月 | 再審査理由 |
| 病院医療機関種別3 | 訪問通所系限度額 | 公費負担者 | 再審査結果 |
| 病院医療機関コード3 | 居宅介護事業者 | 区コード | 再審査申請年月 |
| 薬局医療機関種別3 | サービス計画適用開始 | 受給者番号 | 再審査詳細理由 |
| 薬局医療機関コード3 | サービス計画適用終了 | 対象年月 | 再審査申し出機関 |
| 病院医療機関種別4 | 認定有効開始年月日 | 被保険者番号 | 当初点数 |
| 病院医療機関コード4 | 認定有効廃止年月日 | 介護機関コード | 調整金額 |
| 薬局医療機関種別4 | 認定年月日 | 介護機関名 | 突合エラーフラグ |
| 薬局医療機関コード4 | 印字フラグ | 原審単位数 | 本人支払エラーフラグ |
| 介護保険資格区分 | 登録年月日 | 決定単位数 | 単併エラーフラグ |
| 介護保険資格区分名称 | 削除フラグ | 決定負担額 | 受給者番号無フラグ |
| 介護被保険者番号 | 更新年月日 | 調整単位数 | 医療機関無フラグ |
| 要介護状態区分 | 更新時刻 | 調整負担額 | 他法資格無フラグ |
| 要介護状態区分名称 | 更新者職員番号 | 保険者コード | 本人支払額有フラグ |
| 認定有効開始年月日 | 介護サービス | 保険者名 | 更新区分 |
| 認定有効廃止年月日 | 事業コード | サービス名 | 発券済フラグ |
| 疾患名コード | 福祉事務所コード | 理由 | 削除フラグ |
| 疾患名称 | 管轄コード | 対象年月西暦 | 更新年月日 |
| 発行機関 | 管轄コード名称 | 突合エラーフラグ | 更新時刻 |
| 備考 | 事業管理番号 | 削除フラグ | 更新者職員番号 |
| PKG予備1 | ケース番号 | 更新年月日 | 登録年月日 |

| |
|-------------|
| 患者番号 |
| 事業コード |
| 福祉事務所コード |
| 患者番号 |
| ケース番号 |
| 員番号 |
| 個人番号 |
| 異動年月日 |
| 削除フラグ |
| 更新年月日 |
| 更新時刻 |
| 更新者職員番号 |
| 連携情報 |
| 個人番号 |
| 団体内統合宛名番号 |
| 情報提供用個人識別符号 |
| 情報提供等記録 |
| 氏名 |
| 住所 |
| 性別 |
| 生年月日 |

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 生活保護関連情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請等の窓口において、申請書等の内容や本人確認書類（免許証等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報入手を防止する。 ・操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手を抑止する。 ・システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、必要な情報以外の情報登録を防止する。 |
| リスクへの対策は十分か | <p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容】</p> <p><システムを通じた入手></p> <p>システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、利用機能の認可機能により、当該職員がシステム上で参照できる情報を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。</p> <p><その他の入手（窓口対応、電話対応等）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護事務に関する事務の各種申請等においては、生活保護法の規定に基づき、書面にて本人又は代理人による申請等のみを受領することとし、受領の際は本人又は代理人の本人確認及び必要に応じて委任状の確認を行うこととしている。 <p>【入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置の内容】</p> <p><入手の際の本人確認の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種申請の際、身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 <p><個人番号の真正性確認の措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの提示又は、通知カードと本人確認書類（免許証等）の提示を求め確認を行う。 ・出生等の際、個人番号カード又は通知カードの提示等による確認が困難な場合は、住基システム又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、確認を行う。 <p><特定個人情報の正確性確保の措置の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムへの登録時（新規入力、削除及び訂正）は、整合性を確保するために入力者以外の者が確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、必要に応じ情報を照合できるよう、関係者以外の立ち入れない執務室等で保管する等の適切な措置を講じる。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手する際は、他の来庁者の覗き込み等ができないような措置を取る。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。 ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。 | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | システム間のアクセスは必要なもののみ限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・システムを利用する職員にのみ認証カードを発行し、所属長が当該職員の行う使用権限を限定的に付与する。 ・職員ごとに設定されたパスワードによる認証を行い、パスワードに一定の有効期限を設ける。 ・認証の記録を保管する。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置】

- ・端末画面は、来庁者から見えないようにする。

【権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクに対するその他の措置】

＜アクセス権限の発効・失効の管理に対する措置の内容＞

- ・職員毎に、業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。
- ・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
- ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。

＜アクセス権限の管理に対する措置の内容＞

- ・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。
- ・不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴の記録を保管する。

＜特定個人情報の使用の記録に対する措置の内容＞

- ・特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(ユーザーID、操作日時、処理事由等)を記録している。
- ・必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。

【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置】

- ・システムの操作履歴を記録する。また、そのことを職員に周知する。
- ・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。
- ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。

【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】

- ・所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
|--|--|---|
| リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | 提供・移転については、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に従い、提供・移転の可否を判断する。他の業務に係る電子計算機処理の目的で収集された電子情報を利用する場合は、あらかじめ書面により、当該電子情報を管理する業務主管部署の承認を得る。 | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p>【特定個人情報の提供・移転の記録に関する具体的な方法】 特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理し、保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</p> <p>【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置の内容】 ・操作ログを収集し不適正な提供・移転を抑止する。 ・媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク】 <誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置> ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。</p> <p><誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置> ・情報を提供・移転するときは、提供先・移転先を十分に確認する。</p> | | |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p><京都市における措置></p> <p>①ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。 ②操作ログを収集し、不適切な情報の入手を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |
|--------------|---|

| | | | | | | | |
|--------------|---|-------|--|--------------|----------|--------------|--|
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 特に力を入れている</td> <td style="width: 50%;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 課題が残されている</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | 3) 課題が残されている | |
| <選択肢> | | | | | | | |
| 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | | | | | | |
| 3) 課題が残されている | | | | | | | |

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p><京都市における措置></p> <p>・中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> |
|--------------|--|

| | | | | | | | |
|--------------|---|-------|--|--------------|----------|--------------|--|
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 特に力を入れている</td> <td style="width: 50%;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3) 課題が残されている</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | 3) 課題が残されている | |
| <選択肢> | | | | | | | |
| 1) 特に力を入れている | 2) 十分である | | | | | | |
| 3) 課題が残されている | | | | | | | |

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置の内容】

＜京都市における措置＞

①システム間の接続は、インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

【入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容】

＜京都市における措置＞

①中間サーバーから各業務システム宛ての情報照会結果の中継においては、業務システムに合わせるため、文字やコードを変換することを除き、照会結果内容の変更は行わない。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容】

＜京都市における措置＞

①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。

②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。

③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。

④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

【不適切な方法で提供されるリスクに対する措置の内容】

＜京都市における措置＞

①インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。

②情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

【誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスクに対する措置の内容】

＜京都市における措置＞

①中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
 - ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
 - ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

【その他のリスクに対する措置の内容】

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | |
|--|---|
| リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | |
| ①事故発生時手順の策定・周知 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分に行っている] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div> |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [発生なし] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div> |
| その内容 | — |
| 再発防止策の内容 | — |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div> |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |

【特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する物理的対策】

＜京都市における措置＞

- ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。
- ②サーバー室への入退室の場所を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。
- ③記録媒体や紙書類は、関係者以外立ち入れない執務室等にて保管する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

【特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対する技術的対策】

＜京都市における措置＞

(不正プログラム対策)

- ・インターネットにつながらないネットワーク内でシステム間の接続を行い、安全性を確保する。
- ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。
また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用。
- ・情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容(コンピューターウイルス関連情報等)が適切であるかどうかを定期的に確認する。

(不正アクセス対策)

- ・ファイアウォール及びウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。
- ・端末等の不正接続防止システムを導入する。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

【死者の個人番号の具体的な管理方法】

- ・生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。

【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容】

- ・受給者から申請がある都度、登録内容の変更を行う。
- ・保存期間を経過した情報は消去する。

【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】

- ・システム上、保存期間を経過した情報を消去する仕組みとする。
- ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。
- ・専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。
- ・帳票については、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。

| 8. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <p><京都市における措置></p> <p>①新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティに定めた規定等について説明し、周知徹底している。</p> <p>②毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。</p> <p>③各システムの操作マニュアルにセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> |
| 10. その他のリスク対策 | |
| <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>【自己点検】</p> <p><京都市における措置></p> <p>①定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>【監査】</p> <p><京都市における措置></p> <p>①定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検するとともに、その結果を踏まえて必要に応じ体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p>②定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 京都市総合企画局デジタル化戦略推進室 情報公開コーナー 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3215 |
| ②請求方法 | 京都市個人情報保護条例第14条、第24条又は第30条に基づき、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書を提出する。 |
| ③法令による特別の手続 | — |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 TEL 075-222-3535 |
| ②対応方法 | 問合せ内容及びその対応について記録を残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和5年3月2日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | — |
| ②実施日・期間 | — |
| ③主な意見の内容 | — |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | — |
| ②方法 | — |
| ③結果 | — |

(別添2) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|-------------------------------|---|---|------|---------------------------------|
| 平成28年8月31日 | I 1②事務の概要 | 生活保護法に基づき、以下の事務を行う。 | 生活保護法に基づき、以下の事務を行う。 (外国人は生活保護法の対象とはならないが、昭 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | I 4個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め | 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | I 5②法令上の根拠 | 1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 | 1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | II 5提供先3② | 児童福祉法による障害児入所給付費、特別障害児入所給付費若しくは高額障害児入所給付費の | 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | II 5提供先24 | (追加の記載) | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | II 5提供先25 | (追加の記載) | 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | II 5提供先26 | (追加の記載) | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | II 5移転先1⑥移転方法 | 紙 | 紙、その他(本市共通システム基盤の情報提供機能) | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | II 5移転先2⑥移転方法 | 紙 | 紙、その他(本市共通システム基盤の情報提供機能) | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | II 5移転先3⑥移転方法 | 紙 | 紙、その他(本市共通システム基盤の情報提供機能) | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | II 5移転先4⑥移転方法 | 紙 | 紙、その他(本市共通システム基盤の情報提供機能) | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | II 5移転先5～ | (追加の記載) | (移転先を追加) | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成28年8月31日 | III 4特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 | 【特定個人情報の提供ルール】 | 【特定個人情報の提供ルール】 | 事前 | 事後で足りるものの任意に事前に提出 |
| 平成30年11月20日 | I 1②事務の概要 | (追加の記載) | ＜委託先から他者への提供に関するルールの内、対象者の申請に基づき、進学準備給付金の支給をする＞ | 事前 | |
| 平成30年11月20日 | I 5②法令上の根拠 | 1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 | 1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号 別表第二 | 事後 | 記載内容を正確化したため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | I 6①部署 | 保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課 | 保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 2⑥事務担当部署 | 京都市 保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課 | 京都市 保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 3①入手元 | 文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、保健福祉局児童家庭課、保健福祉局介護保険地域福祉課、監査適正給付推進課、各区役所・支所保護課／支援保護課／福祉介護課 | 文化市民局地域自治推進室、行財政局税務部、子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課、保健福祉局生活福祉部生活福祉課、各区役所・支所健康福祉部生活福祉課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 3④使用の主体 | | | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5提供先23① | 番号法第9条第7項別表第2第120項 | 番号法第9条第7項別表第2第119項 | 事後 | 記載内容を正確化したため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5提供先27 | (追加の記載) | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁 | 事後 | 記載内容を正確化したため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5提供先28 | (追加の記載) | 学校保健安全法による医療に要する費用についての補助に関する事務 | 事後 | 記載内容を正確化したため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先2 | 保健福祉局 長寿社会部 介護保険課 | 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先5 | 保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先6 | 保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先8 | 保健福祉局 子育て支援部 児童福祉センター児童相談所 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 児童福祉センター児童相談所 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先10 | 保健福祉局 子育て支援部 保育課 | 子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先11 | 保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先12 | 保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課 | 保健福祉局 保健衛生推進室 健康安全課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先16 | 保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先17 | 保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先18 | 保健福祉局 子育て支援部 児童家庭課 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先19 | 保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課 | 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先21 | 保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先22 | 保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課 | 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先23 | 保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課 | 保健福祉局障害保健福祉推進室 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先24 | 保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先25 | 保健福祉局 生活福祉部 地域福祉課 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先27 | 保健福祉局 保健衛生推進室 保健医療課 | 子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先29 | 保健福祉局 保健衛生推進室 保険医療課 | 保健福祉局 保健衛生推進室 健康安全課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | II 5移転先30 | 保健福祉局 長寿社会部 長寿福祉課 | 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 平成30年11月20日 | (別添1)ファイル記録項目 | (追加の記載) | (進学準備給付金関連項目を追加) | 事前 | |
| 平成30年11月20日 | IV2①連絡先 | 京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課 | 京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 令和4年9月14日 | I～V | 、(カンマ) | 、(読点) | 事後 | 文書作成の要領の改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 令和4年9月14日 | I 4②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 | 番号法第19条第8号 別表第二 | 事後 | 記載内容を正確化したため重要な変更には該当しない。 |
| 令和4年9月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | (追加の記載) | 3. ①入手元「デジタル庁」を追加 3. ⑤使用方法「情報の突合に公金受取口座」 | 事前 | |
| 令和4年9月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 5 提供先1～28 「番号法第9条第7項〇〇号」 | 5 提供先1～28 「番号法第19条第3号別表第二〇〇項」 | 事後 | 記載内容を正確化したため重要な変更には該当しない。 |
| 令和4年9月14日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 5 移転先29 健康安全課 | 5 移転先29 医療衛生企画課 | 事後 | 組織改正に伴う修正のため重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年3月6日 | I 1②事務の内容 | (追加の記載) | 医療扶助のオンライン資格確認に係る記載の追加 | 事前 | |
| 令和5年3月6日 | I 2 システム1②システムの機能 | (追加の記載) | 医療扶助のオンライン資格確認に係る文言を追加 | 事前 | |
| 令和5年3月6日 | I 2 システム2③他のシステムとの接続 | (追加の記載) | 医療保険者等向け中間サーバー等 | 事前 | |
| 令和5年3月6日 | I 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用する | (追加の記載) | システム4を追加 | 事前 | |
| 令和5年3月6日 | I 5②法令上の根拠 | 1(1)第21項 | 削除 | 事後 | 記載内容を正確化したため重要な変更には該当しない。 |
| 令和5年3月6日 | I 5②法令上の根拠 | (追加の記載) | 1 情報提供の根拠 番号法第19条第5号 2 情報照会の根拠 番号法第14条第2号 | 事前 | |
| 令和5年3月6日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | (追加の記載) | 委託事項2、3を追加 | 事前 | |

| | | | | | |
|-----------|-----------------------|---|---|----|-------------------------------|
| 令和6年6月26日 | I 4個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め 1 情報提供の根拠 | 番号法第9条第1項 別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命 1 情報提供の根拠 | 事後 | |
| 令和6年6月26日 | I 5②法令上の根拠 | (1) 番号法第19条第8号 別表第二 1 情報提供の根拠 | (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の 1 情報提供の根拠 | 事後 | |
| 令和6年9月19日 | I 5②法令上の根拠 | (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の 提供先1の①法令上の根拠 | (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の 提供先1の①法令上の根拠 | 事後 | |
| 令和6年9月19日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 番号法第19条第8号別表第2第9項 (続き) | 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 提供先14の①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 | 事後 | |
| 令和6年9月19日 | II 特定個人情報ファイルの概要 | 提供先8、19 | 削除 | 事後 | |
| 令和7年1月7日 | I 5②法令上の根拠 | 1 情報提供の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の | 1 情報提供の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の | | |
| 令和8年4月13日 | I 4個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命 令第15条 番号法第9条第2項に基づく条例 | 番号法第9条第1項 別表の23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命 令第15条 番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び 準法定事務処理者を定める命令 表1 | 事前 | 法改正に伴う修正のため、重要 な変更には該当しない |
| | I 5②法令上の根拠 | 1 情報提供の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の 提供に関する命令 第2条 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37 項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、 第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76 項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、 第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、 第155項、第158項、第167項、第168項、第169項、 第170項、第171項、第172項 (2) 番号法第19条第5号 (3) 番号法第19条第9号 2 情報照会の根拠 (1) 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の 提供に関する命令 第2条 第42項、第43項、第161項、第162項 (2) 番号法第19条第9号 (3) 番号法第14条第2号 | 1 情報提供の根拠 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供 に関する命令 第2条 第13項、第14項、第18項、第20項、第28項、第37 項、第40項、第42項、第48項、第49項、第53項、 第59項、第63項、第69項、第74項、第75項、第76 項、第86項、第87項、第89項、第96項、第108項、 第125項、第132項、第141項、第144項、第151項、 第155項、第158項、第161項、第167項、第168項、 第169項、第170項、第171項、第172項 2 情報照会の根拠 法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供 に関する命令 第2条 第42項、第43項、第161項、第162項 | 事前 | 法改正に伴う修正のため、重要 な変更には該当しない |
| | I 6①部署 I 6②所属長の役職名 | ①保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課 ②生活福祉課長 | ①保健福祉局福祉のまちづくり推進室 ②企画・地域福祉課長 | 事前 | 組織改正に伴う修正のため重要 な変更には該当しない。 |
| | II 2⑥事務担当部署 | 京都市 保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課 | 京都市 保健福祉局 福祉のまちづくり推進室 | 事前 | 組織改正に伴う修正のため重要 な変更には該当しない。 |
| | II 3④使用の主体 使用部署 | 保健福祉局生活福祉部生活福祉課、各区役所・ 支所健康福祉部生活福祉課 | 保健福祉局福祉のまちづくり推進室、各区役所・ 支所健康福祉部生活福祉課 | 事前 | 組織改正に伴う修正のため重要 な変更には該当しない。 |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 | 提供先を個別に列挙 | 提供先を別紙に統合 | 事前 | 記載内容を正確化したため重要 な変更には該当しない。 |
| | II 特定個人情報ファイルの概要 | 移転先3及び4「保健福祉局 生活福祉部 保険 年金課」 | 移転先3及び4「保健福祉局 福祉のまちづくり推 進室」 | 事前 | 組織改正に伴う修正のため重要 な変更には該当しない。 |
| | IV 2①連絡先 | 京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課 〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本 能寺前町500-1 中信御池ビル3F TEL 075-251-1175 | 京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本 能寺前町488番地 TEL 075-222-3535 | 事前 | 組織改正に伴う修正のため重要 な変更には該当しない。 |
| | | | | | |
| | | | | | |